



由布市
子ども・子育て
支援事業計画



はじめに



「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

由布市では、子ども・子育て関連3法の制定による新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」に基づき、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指していきます。

すべての子どもと家庭が安心して子育てができる環境づくりを総合的に支援するため、平成27年度から5か年を1期とする、「由布市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。

「地域で育む由布っ子 ー育て 元気にいきいきとー」を基本理念として、子育て支援のための様々な取組を推進していきます。次世代を担う子どもが健やかに生まれ、いきいきと育つことは、私たちの共通の願いです。

今後とも、子どもたちの幸せを第一に考え、地域全体で子育てを温かく支えあうまちづくりを目指して、家庭、学校、地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たし、連携、協働しながら、市民の皆様とともにこの計画のさらなる推進に努めてまいりたいと思います。

市民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。最後に、本事業計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「由布市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成27年3月

由布市長 首藤 奉文

<目 次>

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の趣旨と背景 2~5
- 2 計画の位置づけ 6
- 3 計画の期間 7
- 4 計画策定の経緯 7~8

第2章 由布市の子どもと家庭を取り巻く環境

- 1 由布市の状況 10
 - (1) 人口ピラミッド（由布市全体） 10
 - (2) 人口推移（地域別） 11~14
 - (3) 児童・生徒数の現状人口推移（地域別） 15~16
 - (4) 児童・生徒数の将来人口推計（地域別） 17~20
 - (5) 出生・死亡数の推移（地域別） 21~24
 - (6) 転入・転出の推移（由布市全体） 25
 - (7) 合計特殊出生率の推移（由布市全体） 26
 - (8) 婚姻・離婚数の推移（由布市全体） 27
 - (9) 産業構造と就業者数の推移（由布市全体） 28
 - (10) アンケート調査から見える由布市の今後の課題 29~30

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 32
- 2 基本目標 33
- 3 施策の体系 34

第4章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画

- 1 新制度の事業体系の説明 36~38
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計 39
- 3 教育・保育の提供区域 40
- 4 教育・保育の量の見込及び確保策 41~43
- 5 地域子ども・子育て支援事業の充実 44~55
- 6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保 56~58

7	産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保	59
8	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携	60～62
9	労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	63

第5章 基本目標ごとの取組

施策目標1	地域における子育ての支援	66～74
施策目標2	母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	75～80
施策目標3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	81～88
施策目標4	子育てを支援する生活環境の整備	89～90
施策目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進	91～93
施策目標6	子ども等の安全の確保	94～96
施策目標7	要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	97～102

第6章 目標事業量及び計画の推進体制

1	目標事業量（事業レベル及び施策レベルの進捗状況）	104～105
2	計画の推進体制	106～107
3	計画の点検体制	108
4	計画の周知・啓発	108

資料編

1	子ども・子育て会議委員名簿	110
2	子ども・子育て会議設置条例	111～112
3	保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の現状	113～114
4	子育てサービスの現状	115～118
5	アンケート調査結果の概要	119～123
6	用語集	124～128



第1章

計画策定にあたって

1 計画の趣旨と背景

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、由布市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画（前期・後期）」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、以下諸点が考えられます。

改善できていない様々な問題点

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」、「中1のギャップ」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」へ移行することになりました。計画の趣旨や法的根拠など関連3法と新制度の特徴等は、次ページからのとおりです。



(2) 計画の趣旨

関連3法による新制度への移行に伴い、由布市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

【子ども・子育て関連3法】

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部改正法
3. 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

(3) 計画の法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、由布市で策定した関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

(4) 子ども・子育て支援新制度の概要

①新制度のポイント

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が制定されました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、そして地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度が、「子ども・子育て支援新制度」です。保護者の働いている状況に関わりなく、どの子どもたちも、教育・保育を一緒に受けられる仕組みです。新制度では、子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加することができます。

新制度のポイントとは・・・

◆認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

◆認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設

◆地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

◆基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

◆社会全体による費用負担

消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

◆子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

【新制度の詳しい内容について】

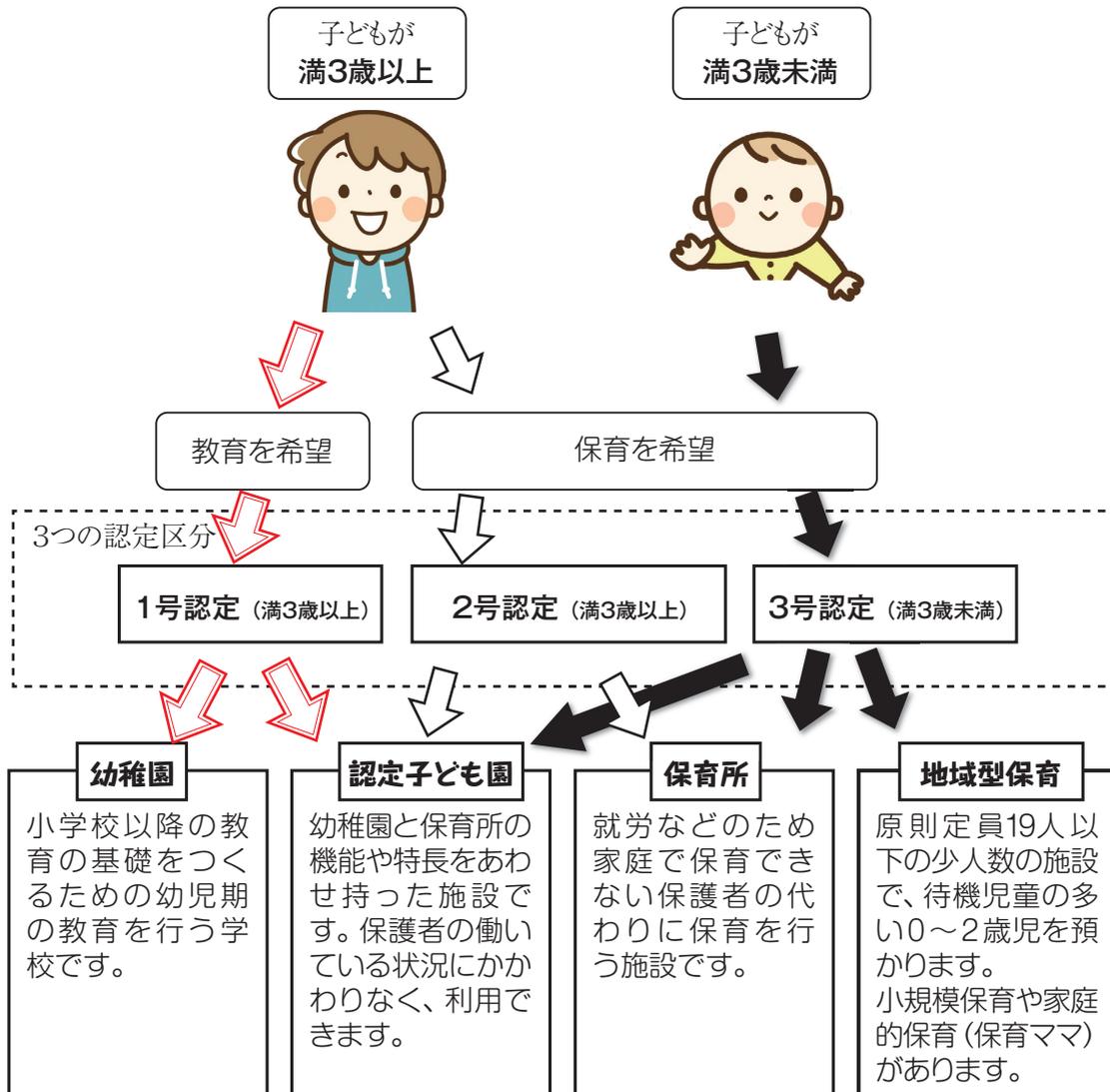
「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページ
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

②新制度の利用の流れ

新制度では、由布市による「3つの認定区分」に応じて、施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

(利用イメージ図)

※新制度に移行しない施設については、「認定」は必要ありません。



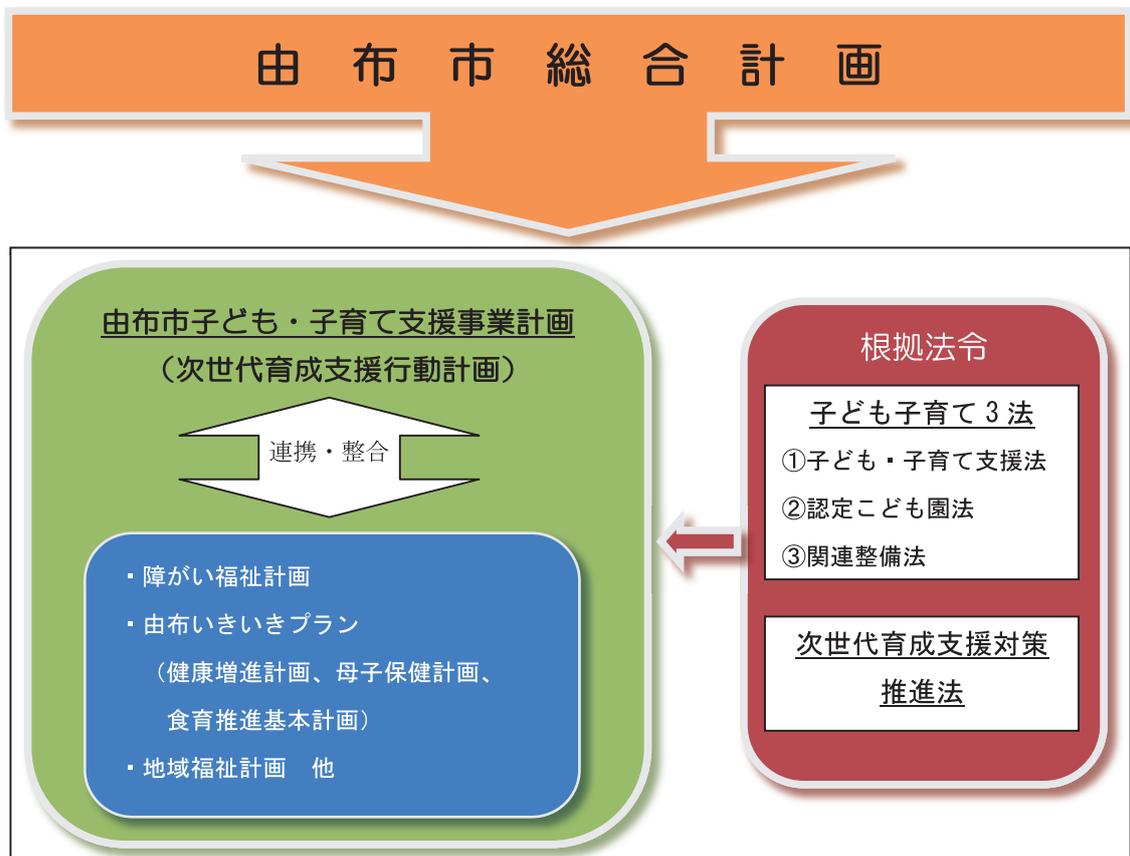
2 計画の位置づけ

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけられます。

国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、由布市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的・計画的に取組を推進します。

本事業計画の策定にあたっては、「由布市次世代育成支援行動計画（元気にいきいき由布っ子育てプラン）」を計画の中に取り込み、関連する分野別計画との連携・整合を図ります。

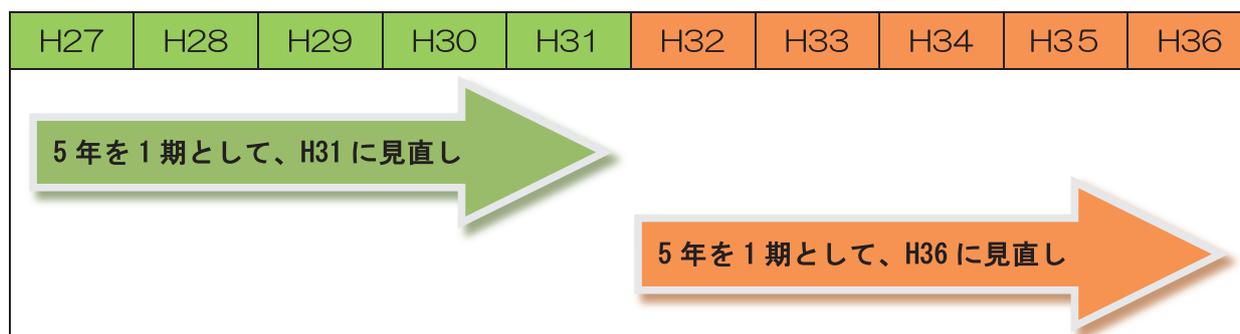
また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されていますが、由布市においては、「次世代育成支援後期行動計画」の考えや取組を踏襲した、由布市における「子ども・子育て支援策」を総合的に推進していく計画と位置づけます。



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は、平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本事業計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、由布市においては、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



4 計画策定の経緯

(1) アンケート調査の実施

本事業計画を策定するための基礎資料を得るため、「由布市子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

	就学前児童の保護者 0歳～5歳 全世帯	小学生の保護者 1年生～6年生 全世帯
①調査期間	平成25年12月6日～12月20日	
②調査件数	997件	985件
③回収件数	726件	714件
④回収率	72.8%	72.5%

(2) 「由布市子ども・子育て会議」の開催

本事業計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、由布市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、市民・学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「由布市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

《平成25年度》

- ◎第1回子ども・子育て会議 平成25年10月 3日開催
- ◎第2回子ども・子育て会議 平成26年 3月20日開催

《平成26年度》

- ◎第1回子ども・子育て会議 平成26年 5月22日開催
- ◎第2回子ども・子育て会議 平成26年 6月26日開催
- ◎第3回子ども・子育て会議 平成26年 7月30日開催
- ◎第4回子ども・子育て会議 平成26年 8月28日開催
- ◎第5回子ども・子育て会議 平成26年 9月25日開催
- ◎第6回子ども・子育て会議 平成26年11月20日開催
- ◎第7回子ども・子育て会議 平成27年 2月12日開催



(子ども・子育て会議 風景)

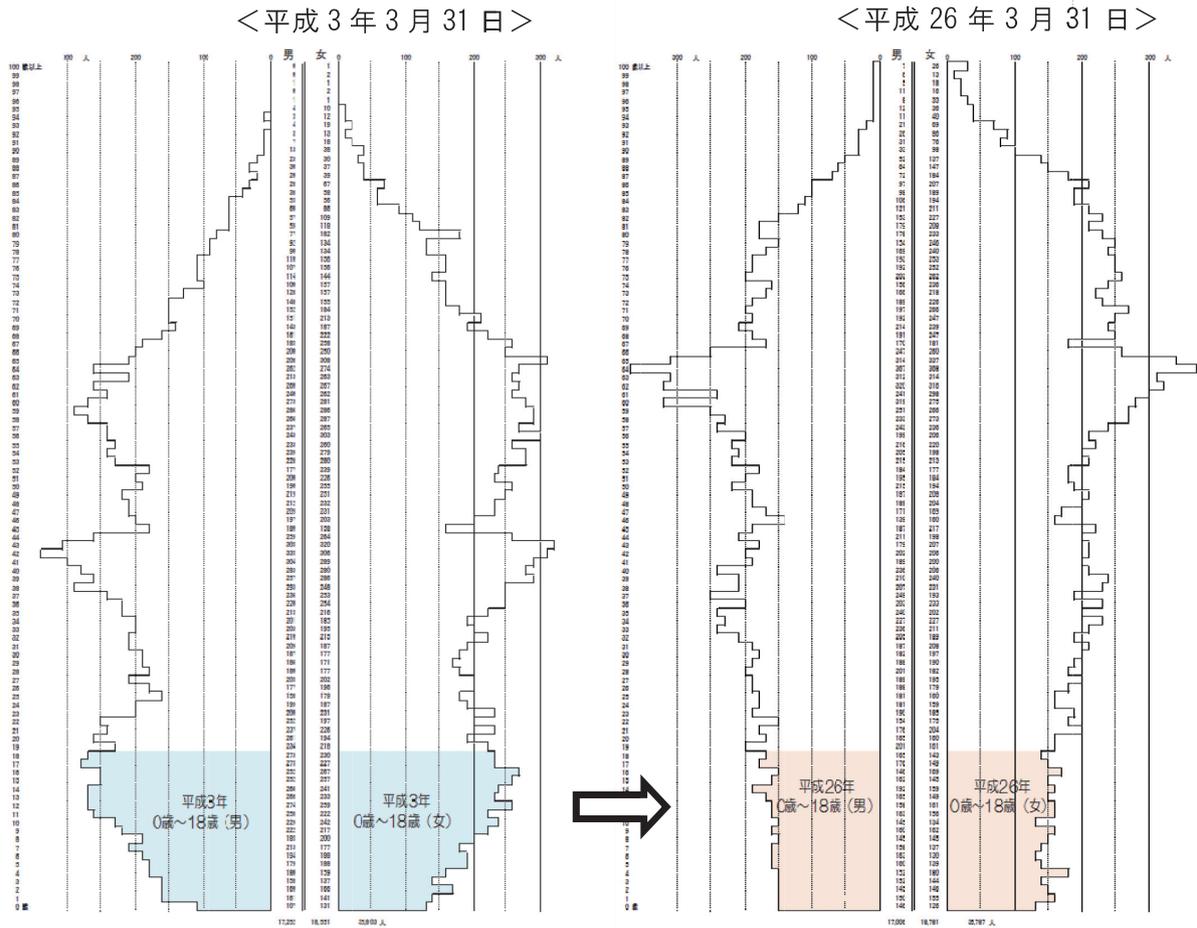
第2章

由布市の子どもと家庭
を取り巻く環境

1 由布市の状況

(1) 人口ピラミッド（由布市全体）

由布市全体の平成3年と平成26年の人口ピラミッドを比較すると、0歳～18歳の人口が27.1%減少しており、少子高齢化が進行しています。



人口ピラミッド 0歳～18歳までの推移（平成3年と平成26年比較）

年齢区分	平成3年			平成26年		
	男	女	計	男	女	合計
0～2歳	428人	438人	866人	463人	420人	883人
3～6歳	711人	672人	1,383人	626人	612人	1,238人
7～18歳	2,967人	2,772人	5,739人	1,907人	1,794人	3,701人
合計	4,106人	3,882人	7,988人	2,996人	2,826人	5,822人

平成3年と比較して、0歳～18歳人口が27.1%減少！

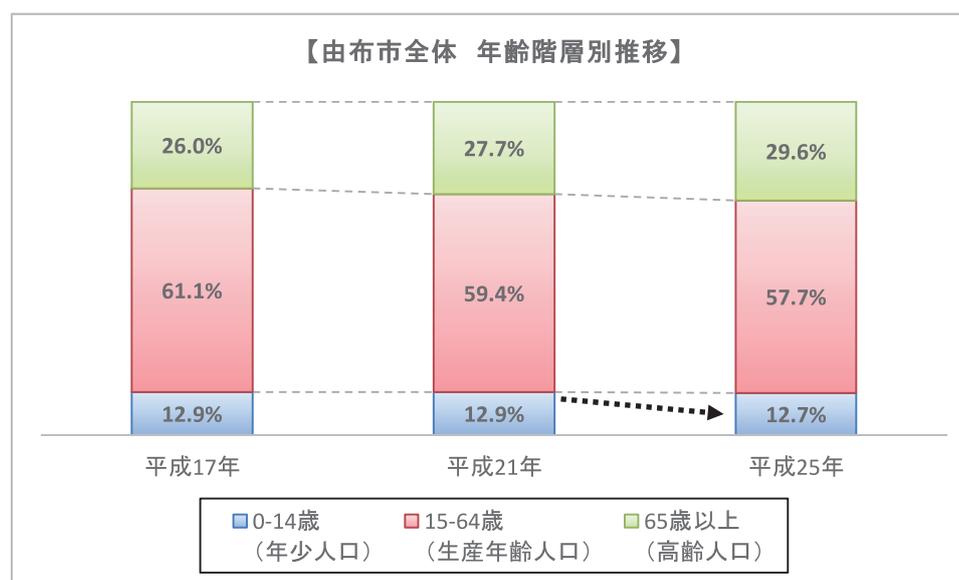
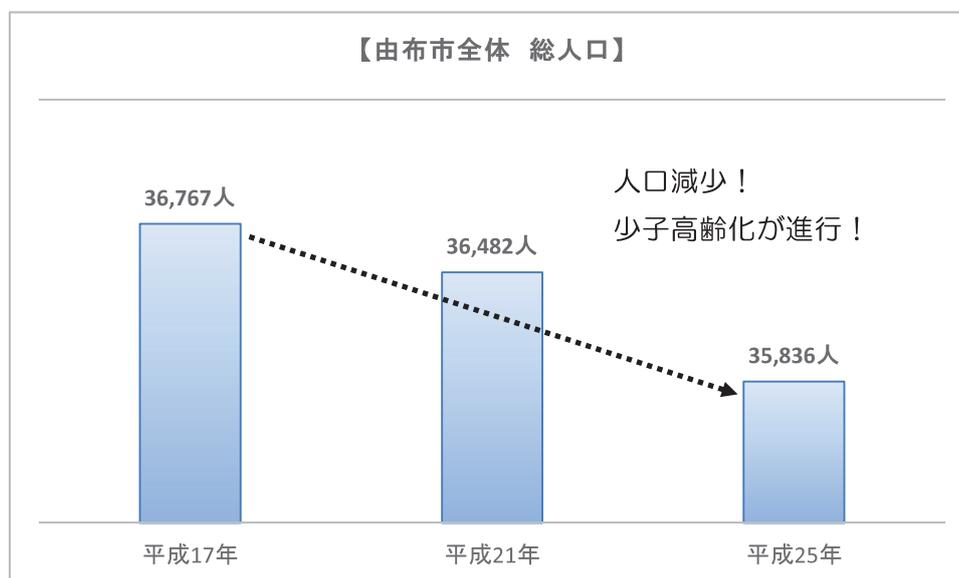
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 人口推移（地域別）

①由布市全体の状況

平成 17 年から平成 25 年の由布市全体の総人口の推移をみると、平成 17 年の 36,767 人から、平成 25 年では 35,836 人となっており、この 8 年間で、2.5%の減少となっています。

年齢階層別（年少人口・生産年齢人口・高齢人口）に見ると、年少人口（0～14 歳）では、12.9%から 12.7%に減少。生産年齢人口（15～64 歳）では、61.1%から 57.7%に減少しています。反対に、高齢人口（65 歳以上）では、26%から 29.6%に増加しており、由布市全体では、挾間地域に人口が集中し、全体としては、少子高齢化傾向となっています。

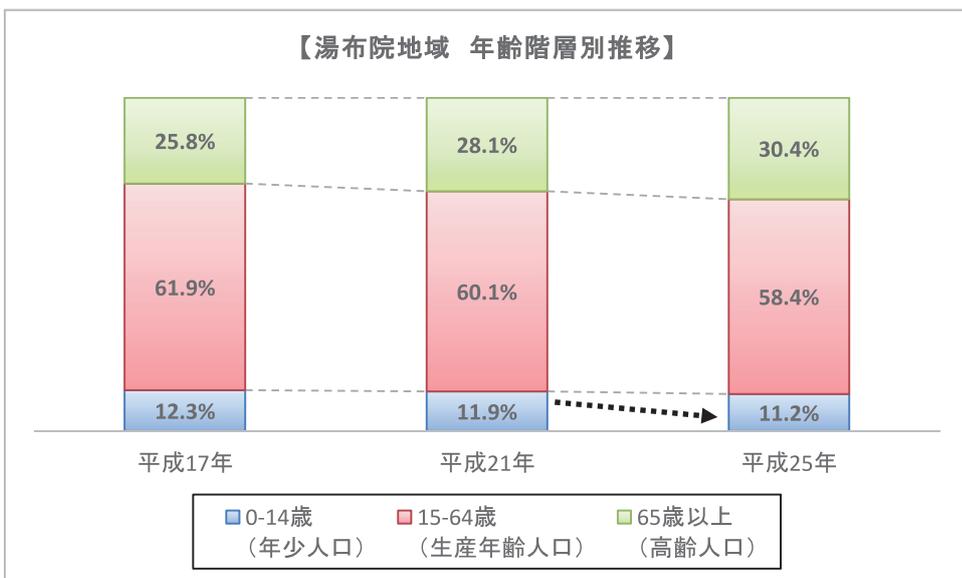
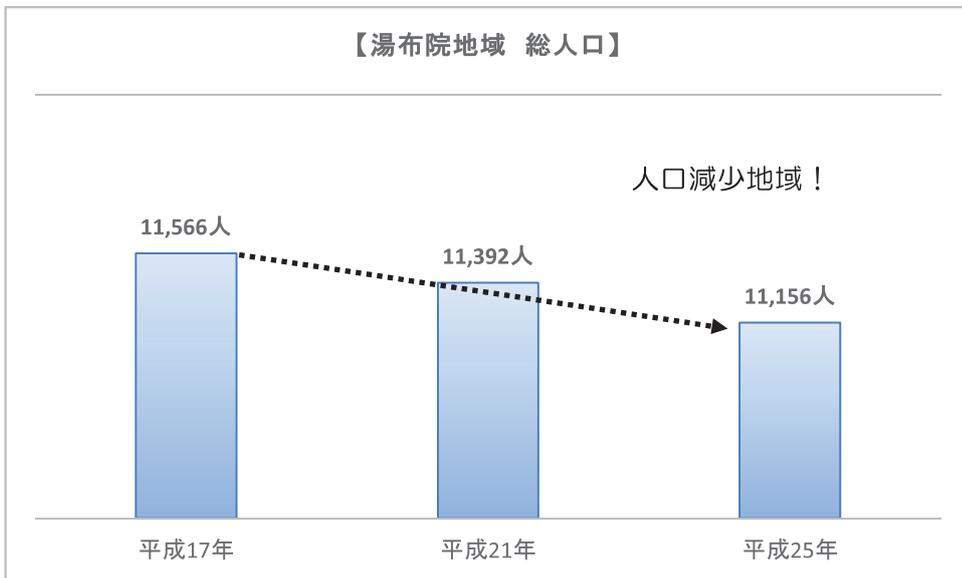


資料：住民基本台帳（各年12月31日）

②湯布院地域の状況

平成17年から平成25年の湯布院地域の総人口の推移をみると、平成17年の11,566人から、平成25年では11,156人となっており、この8年間で、3.5%の減少となっています。

年齢階層別（年少人口・生産年齢人口・高齢人口）に見ると、年少人口（0～14歳）では、12.3%から11.2%に減少。生産年齢人口（15～64歳）では、61.9%から58.4%に減少しています。高齢人口（65歳以上）では、25.8%から30.4%に増加しており、湯布院地域でも、少子高齢化傾向にあるとともに年少人口、生産年齢人口層が減少し、高齢人口層が増加しています。

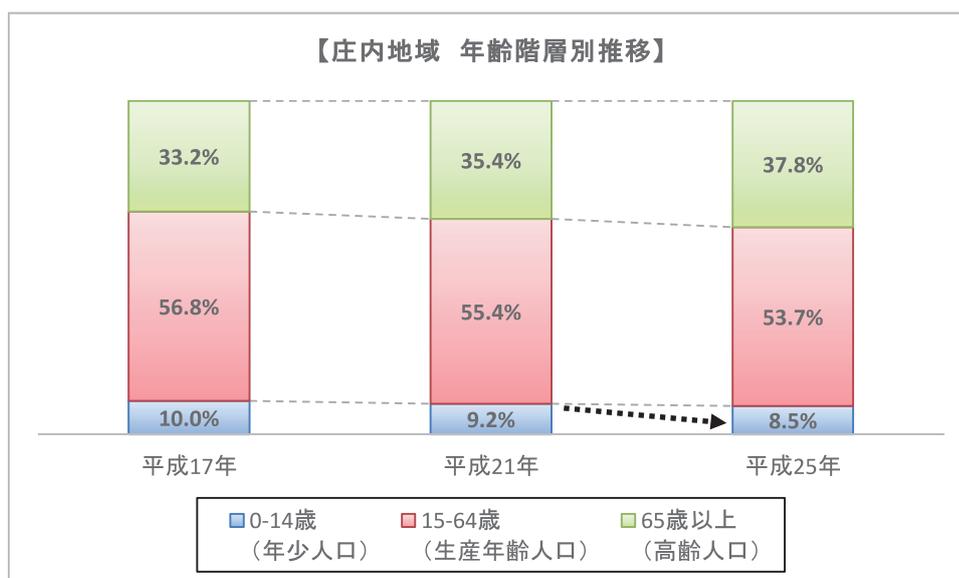
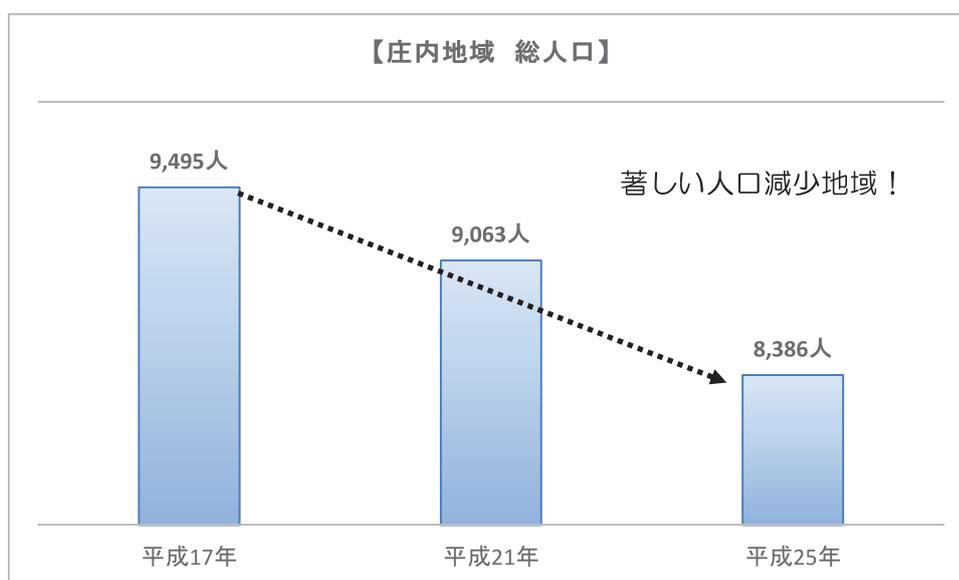


資料：住民基本台帳（各年12月31日）

③庄内地域の状況

平成17年から平成25年の庄内地域の総人口の推移をみると、平成17年の9,495人から、平成25年では8,386人となっており、この8年間で、11.6%の減少となり、市内でも著しい人口減少地域です。

年齢階層別（年少人口・生産年齢人口・高齢人口）に見ると、年少人口（0～14歳）では、10%から8.5%に減少。生産年齢人口（15～64歳）では、56.8%から53.7%に減少しています。高齢人口（65歳以上）では、33.2%から37.8%に増加しており、市内のどの地域よりも少子高齢化傾向にあるとともに年少人口、生産年齢人口層が減少し、高齢人口層が増加しています。

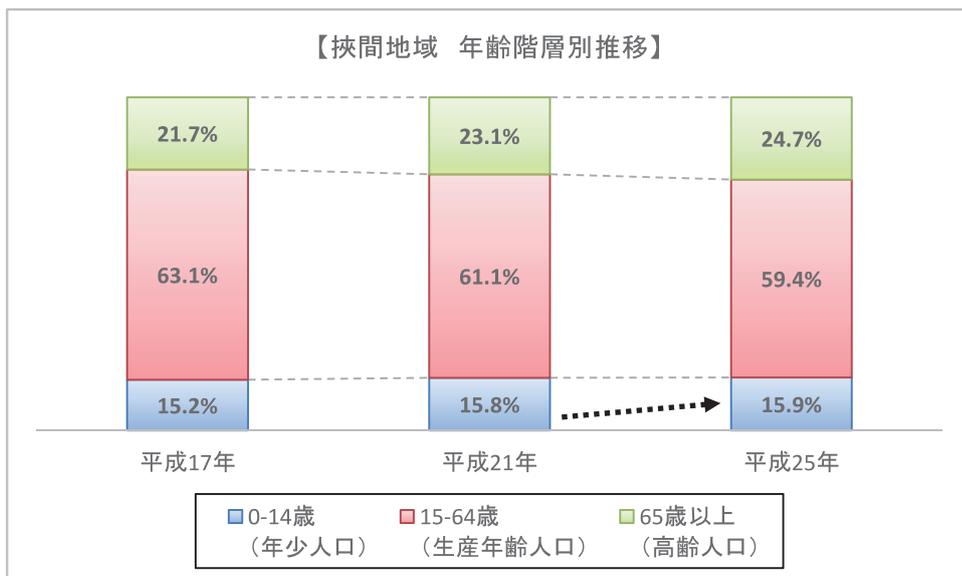
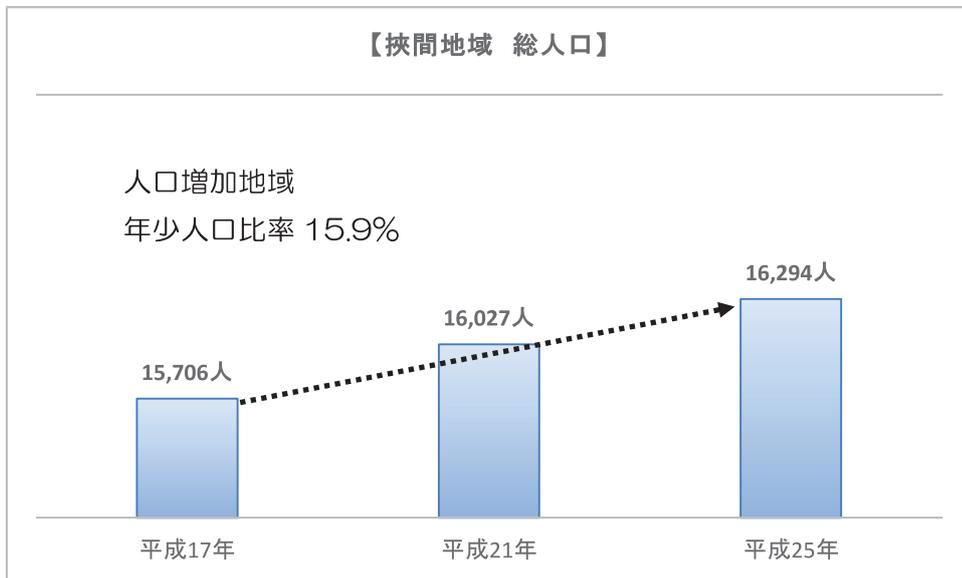


資料：住民基本台帳（各年12月31日）

④ 挾間地域の状況

平成17年から平成25年の挾間地域の総人口の推移をみると、平成17年の15,706人から、平成25年では16,294人となっており、この8年間で、3.6%と人口増加地域となっています。

年齢階層別（年少人口・生産年齢人口・高齢人口）に見ると、年少人口（0～14歳）では、15.2%から15.9%に増加、生産年齢人口（15～64歳）では、63.1%から59.4%に減少、高齢人口（65歳以上）では、21.7%から24.7%に増加しており、この結果、挾間地域では、生産年齢人口層が減少し。年少人口層と高齢人口層が増加しています。又死亡者数よりも出生数が多く、転入・市内転居による人口増加地域となっています。

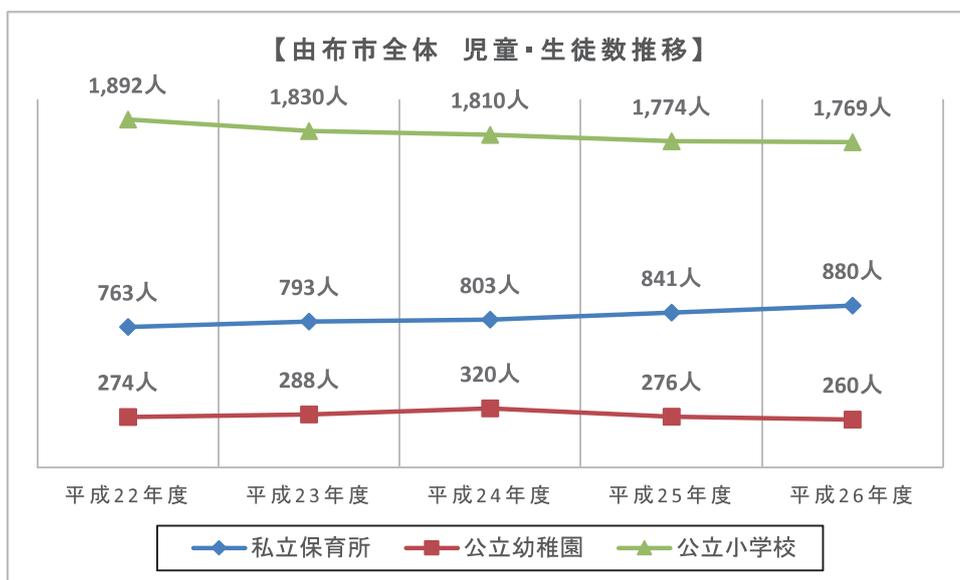


資料：住民基本台帳（各年12月31日）

(3) 児童・生徒数の現状人口推移（地域別）

①由布市全体の状況

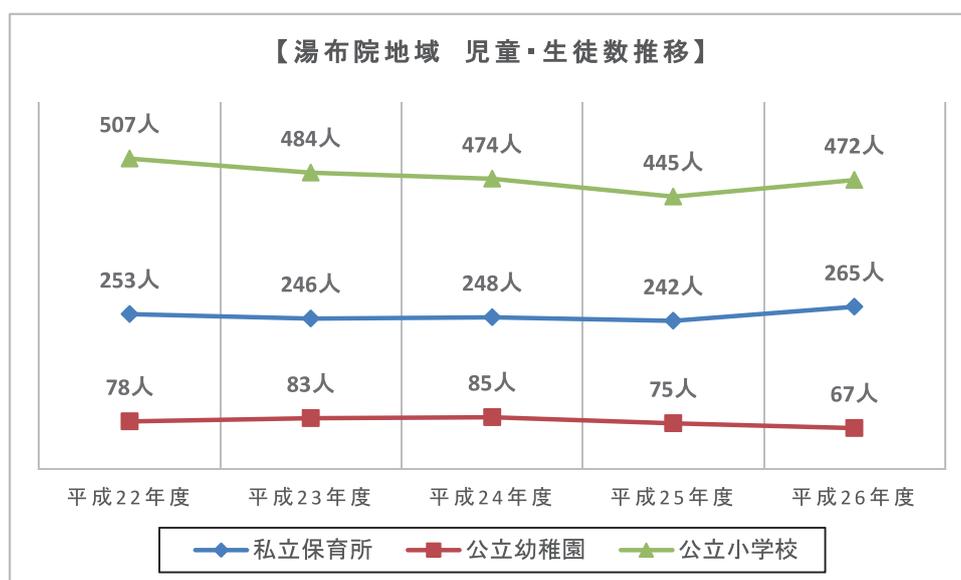
生徒数は年々減少傾向で、公立幼稚園の利用が減少し、私立保育所への依存が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②湯布院地域の状況

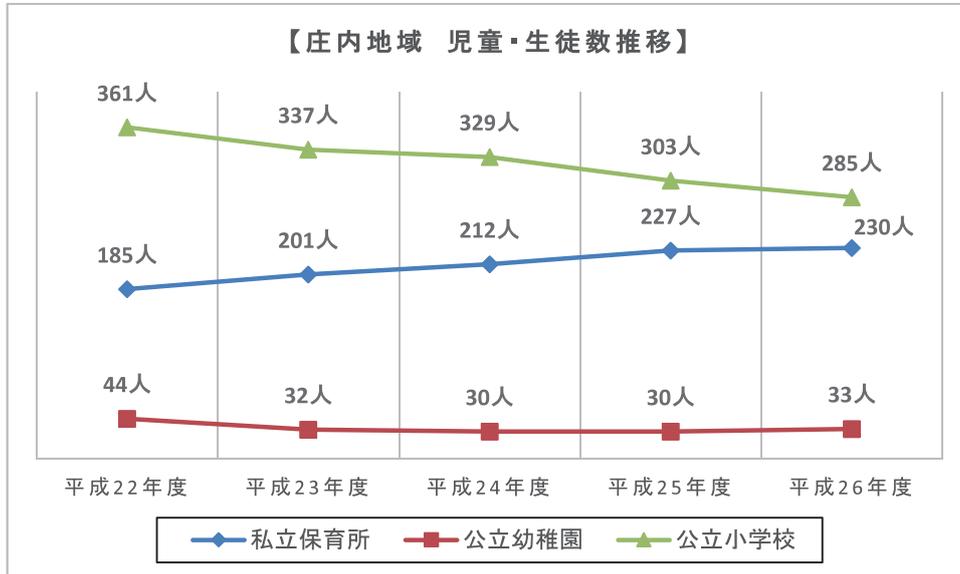
由布市全体と同じ状況で、生徒数は年々減少傾向。公立幼稚園の利用が減少し、私立保育所への依存が高い地域となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③庄内地域の状況

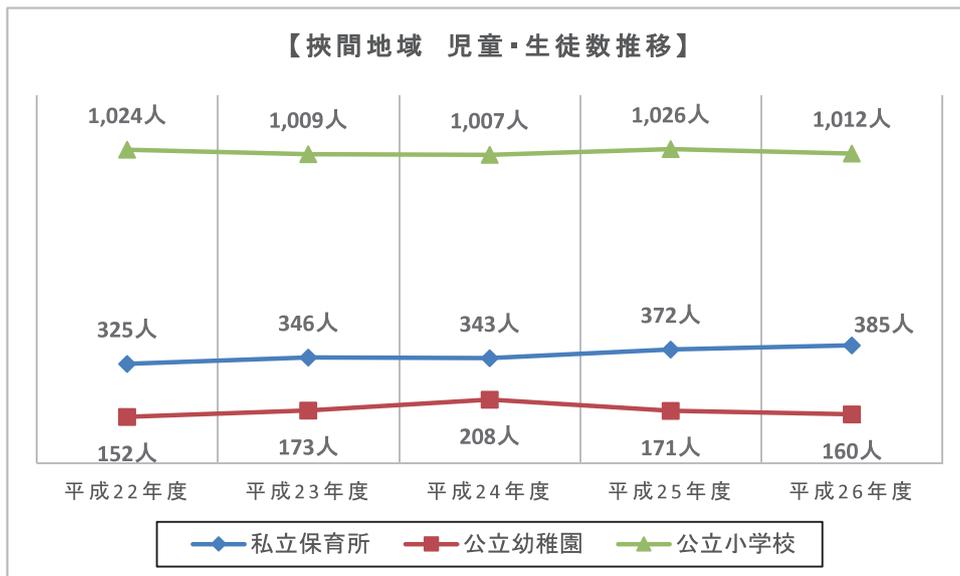
過疎の進行により児童の減少地域。他の地域からの私立保育所への流入が増えている地域となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

④挾間地域の状況

生徒数は、やや減少傾向ですが、児童の人口増加地域です。公立幼稚園に比べ私立保育所への依存が高い地域となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

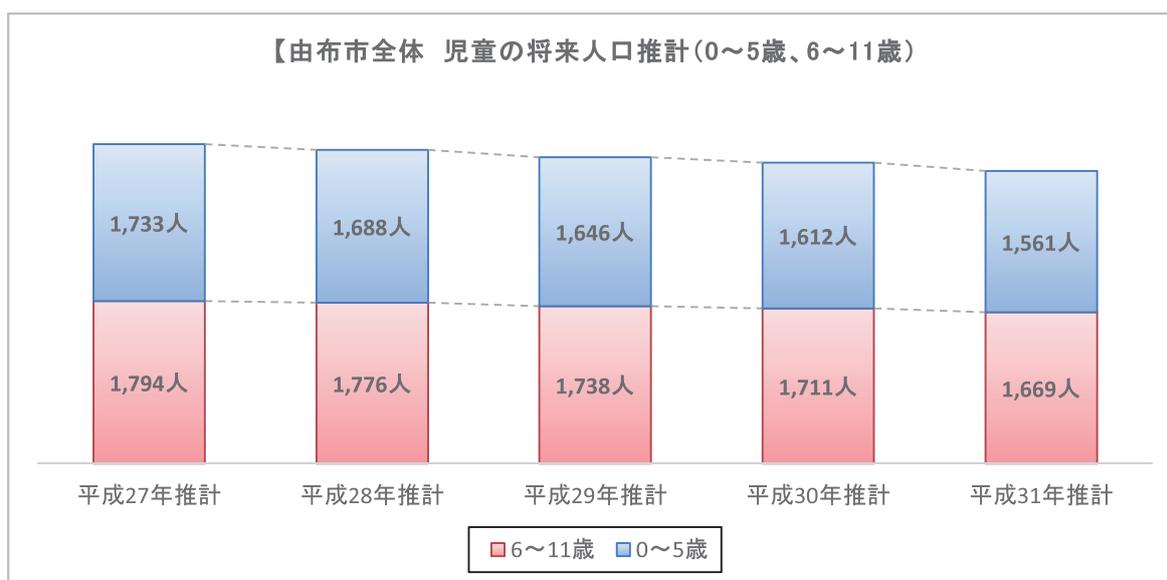
(4) 児童・生徒数の将来人口推計（地域別）

① 由布市全体の状況

児童・生徒の将来人口推計は、「コーホート変化率法」にて推計しています。これによると、由布市全体の0歳～11歳の児童の将来人口推計は、平成27年では、3,527人、平成31年では、3,230人と推計され、減少傾向にあると予想されます。

児童（0歳～5歳、6歳～11歳）の将来人口推移

由布市全体	平成27年推計	平成28年推計	平成29年推計	平成30年推計	平成31年推計
0～11歳総数	3,527人	3,464人	3,384人	3,323人	3,230人
0～5歳	1,733人	1,688人	1,646人	1,612人	1,561人
6～11歳	1,794人	1,776人	1,738人	1,711人	1,669人



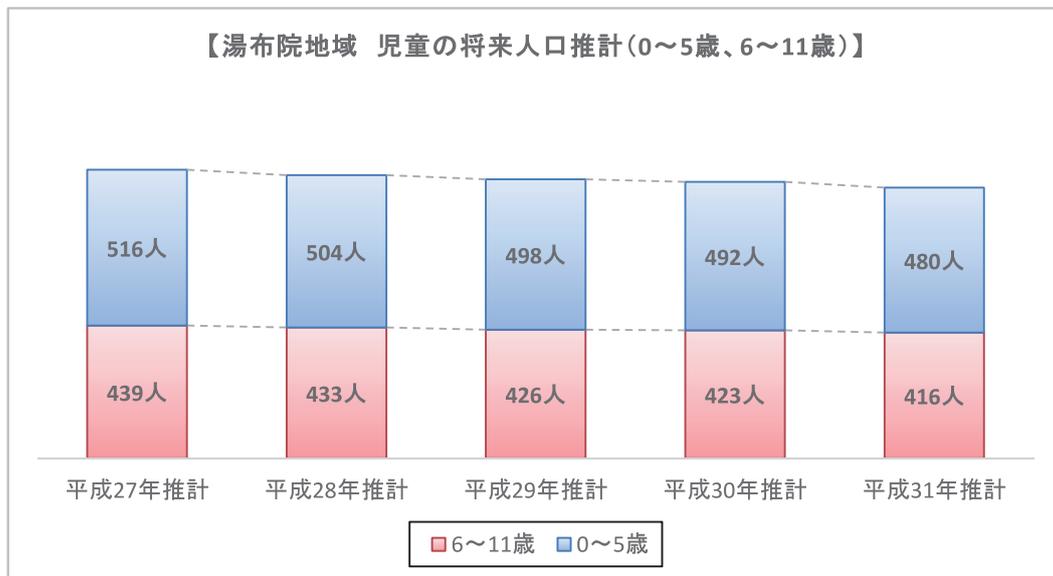
※推計値：コーホート変化率法にて推計

②湯布院地域の状況

湯布院地域の0歳～11歳の児童の将来人口は、平成27年では、955人、平成31年では、896人と推計され、今後は減少傾向にあると予想されます。

児童（0歳～5歳、6歳～11歳）の将来人口推移

湯布院地域	平成27年推計	平成28年推計	平成29年推計	平成30年推計	平成31年推計
0～11歳総数	955人	937人	924人	915人	896人
0～5歳	516人	504人	498人	492人	480人
6～11歳	439人	433人	426人	423人	416人



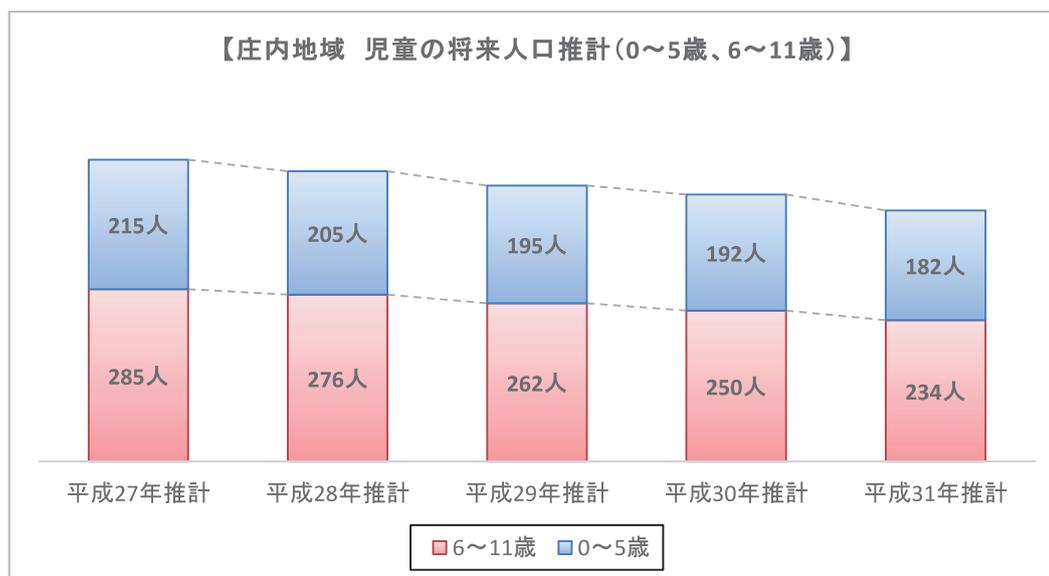
※推計値：コーホート変化率法にて推計

③庄内地域の状況

庄内地域の0歳～11歳の児童の将来人口は、平成27年では、500人、平成31年では、416人と推計され、今後は減少傾向にあると予想されます。

児童（0歳～5歳、6歳～11歳）の将来人口推移

庄内地域	平成27年推計	平成28年推計	平成29年推計	平成30年推計	平成31年推計
0～11歳総数	500人	481人	457人	442人	416人
0～5歳	215人	205人	195人	192人	182人
6～11歳	285人	276人	262人	250人	234人



※推計値：コーホート変化率法にて推計

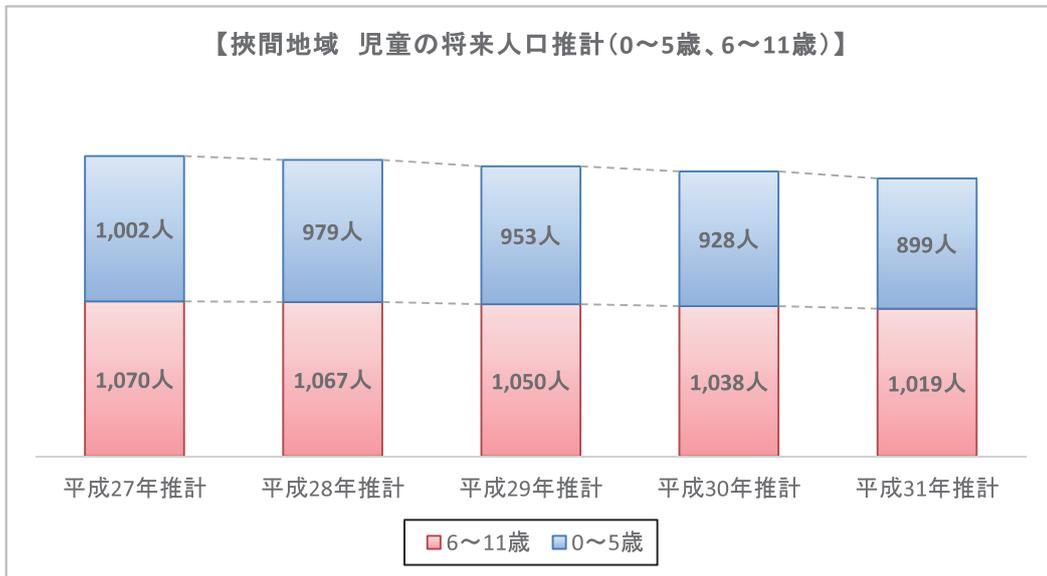
④ 挾間地域の状況

挾間地域の0歳～11歳の児童の将来人口は、平成27年では、2,072人、平成31年では、1,918人と推計され、今後はゆるやかな減少傾向にあると予想されます。

児童（0歳～5歳、6歳～11歳）の将来人口推移

挾間地域	平成27年推計	平成28年推計	平成29年推計	平成30年推計	平成31年推計
0～11歳総数	2,072人	2,046人	2,003人	1,966人	1,918人
0～5歳	1,002人	979人	953人	928人	899人
6～11歳	1,070人	1,067人	1,050人	1,038人	1,019人

※推計値：コーホート変化率法にて推計



～コーホート法による年齢階級別人口の推計について～

(コーホート法による人口推計とは)

コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法である。

例えば、ある年の20～24歳人口は5年後には25～29歳に達するが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20～24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25～29歳人口が推計される。

(コーホート変化率法による人口推計)

コーホート変化率法とは、あるコーホート(同時出生集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

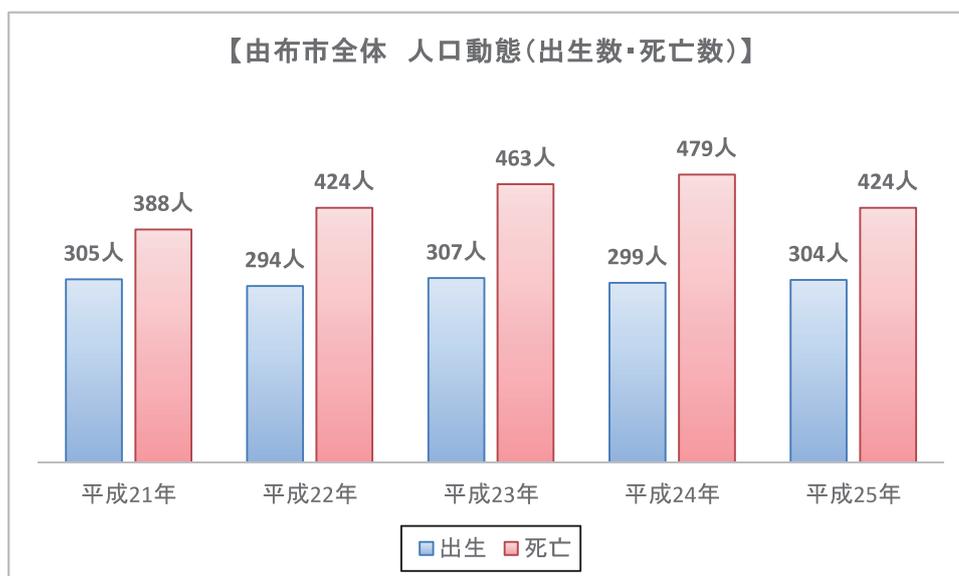
例えば、ある年の20～24歳人口は5年後には25～28歳に達するが、その間の人口変化率を将来にわたって20～24歳世代が25～29歳に移行する間の変化率に適用し、将来人口を推計する方法である。なお、出生は基準年の15～45歳の女子人口に対する0～4歳の男女別人口の比率(婦人子ども比)が将来にわたって大きく変化しないものとして、推計年次の15～49歳の女子人口に婦人子ども比の実績値を乗することで、同年時の0～4歳の男女別人口が算出される。最も簡便な方法では最新年次と比較対象年次(通常は5年前)の年齢別人口があれば推計が可能である。

(5) 出生・死亡数の推移（地域別）

① 由布市全体の状況

平成21年から平成25年のすべての年度で、減少要因（死亡）が増加要因（出生）を上回っており、全体としては、人口減少し、少子高齢化が進んでいます。

由布市全体	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生	305人	294人	307人	299人	304人
死亡	388人	424人	463人	479人	424人
自然増減 (出生-死亡)	-83人	-130人	-156人	-180人	-120人

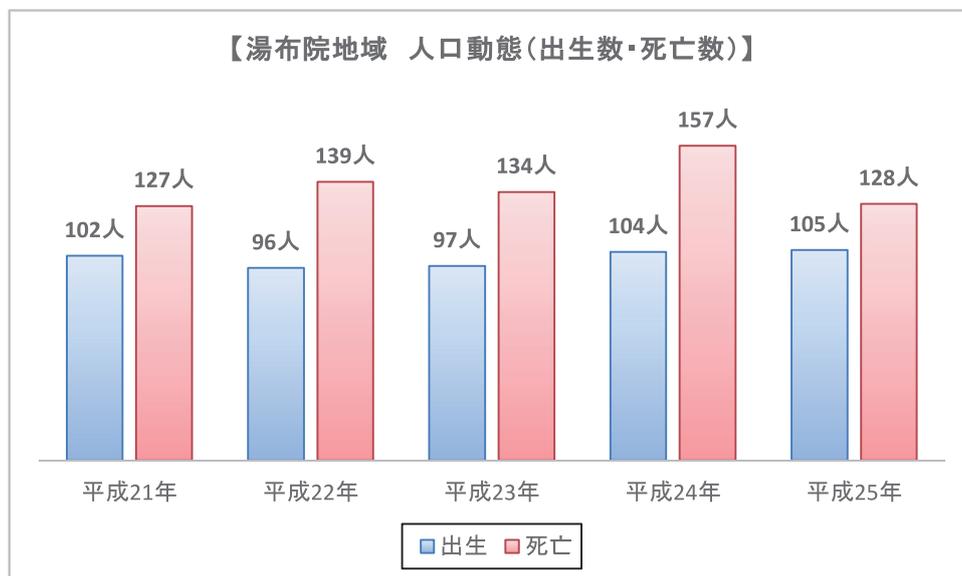


資料：住民基本台帳（各年12月31日）

②湯布院地域の状況

湯布院地域も、平成21年から平成25年のすべての年度で、減少要因（死亡）が増加要因（出生）を上回っており、人口減少し、少子高齢化が進んでいます。

湯布院地域	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生	102人	96人	97人	104人	105人
死亡	127人	139人	134人	157人	128人
自然増減 (出生-死亡)	-25人	-43人	-37人	-53人	-23人

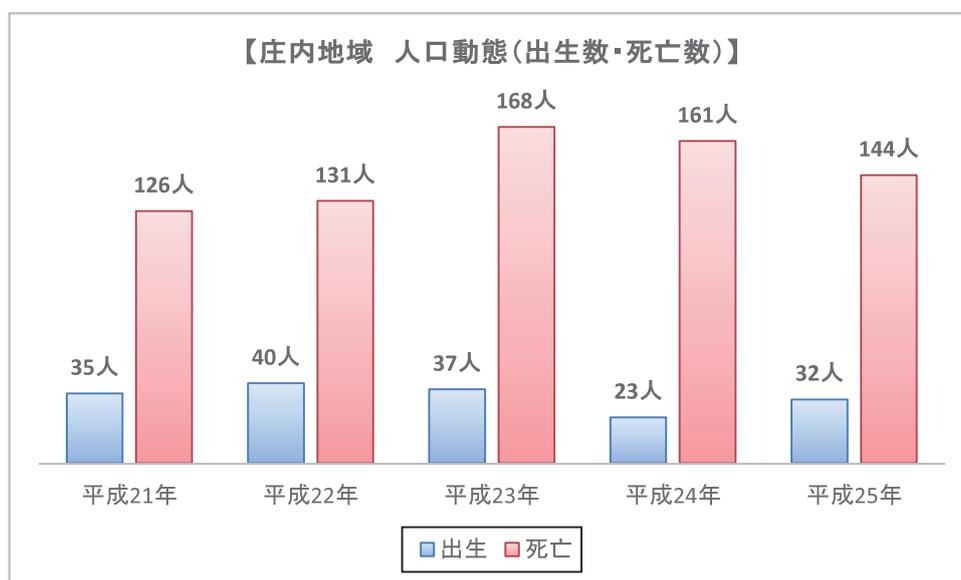


資料：住民基本台帳（各年12月31日）

③庄内地域の状況

庄内地域は、死亡者数の増加と出生数の減少が著しく、過疎化が進んでいます。

庄内地域	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生	35人	40人	37人	23人	32人
死亡	126人	131人	168人	161人	144人
自然増減 (出生-死亡)	-91人	-91人	-131人	-138人	-112人

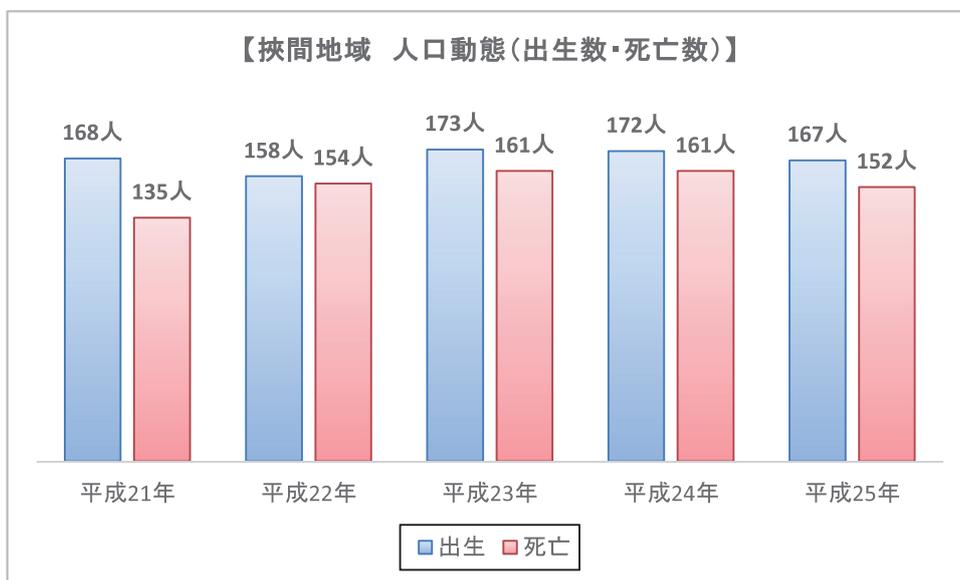


資料：住民基本台帳（各年12月31日）

④ 挾間地域の状況

挾間地域は、死亡者数よりも出生数が多く、人口増加地域となっています。

挾間地域	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生	168人	158人	173人	172人	167人
死亡	135人	154人	161人	161人	152人
自然増減 (出生-死亡)	33人	4人	12人	11人	15人



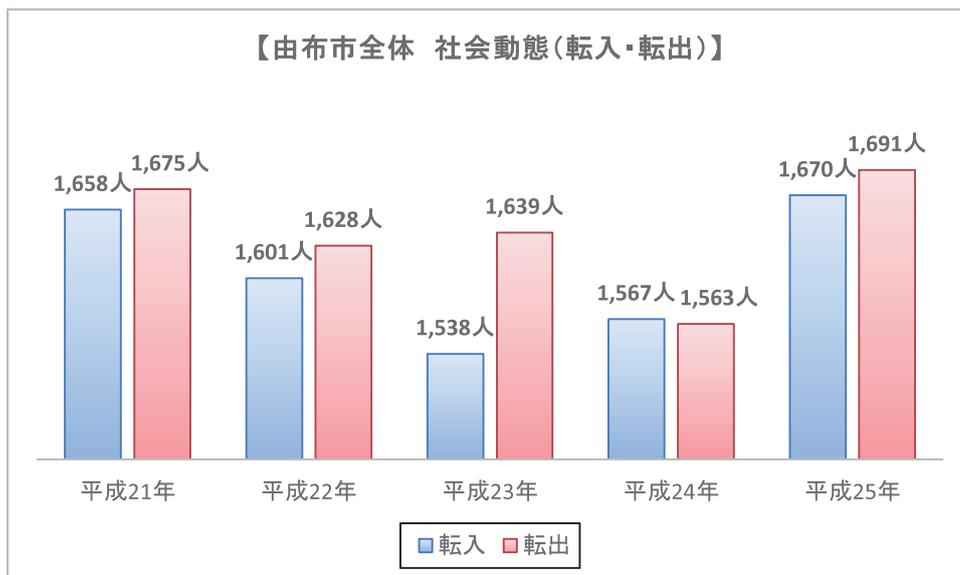
資料：住民基本台帳（各年12月31日）

(6) 転入・転出の推移（由布市全体）

由布市全体では、平成24年を除くすべての年度で、減少要因（転出）が増加要因（転入）を上回っており、全体としては、人口減少が進んでいます。

社会動態（転入/転出）の推移

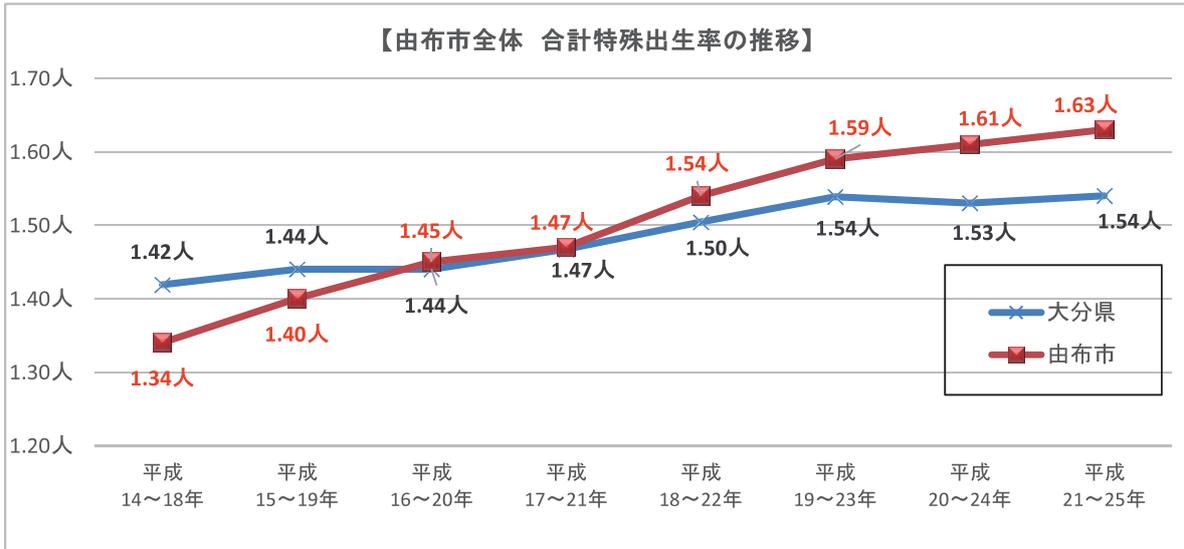
由布市全体	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
転入	1,658人	1,601人	1,538人	1,567人	1,670人
転出	1,675人	1,628人	1,639人	1,563人	1,691人
社会増減 (転入-転出)	-17人	-27人	-101人	4人	-21人



資料:大分県の人口推計(年報)

(7) 合計特殊出生率の推移 (由布市全体)

由布市全体の合計特殊出生率は、平成20年以降、大分県の平均を上回っている状況です。しかし、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる人口置換水準が「2.07」と考えると、その差はまだ大きいといえます。



資料:大分県公衆衛生年鑑

(解説)

◎合計特殊出生率とは・・・

一人の女性が一生に生む子供の平均数を示します。

出産適齢期(15歳から49歳までの女子)の女子が生涯に生む子供の数の目安。

◎人口置換水準とは・・・

人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

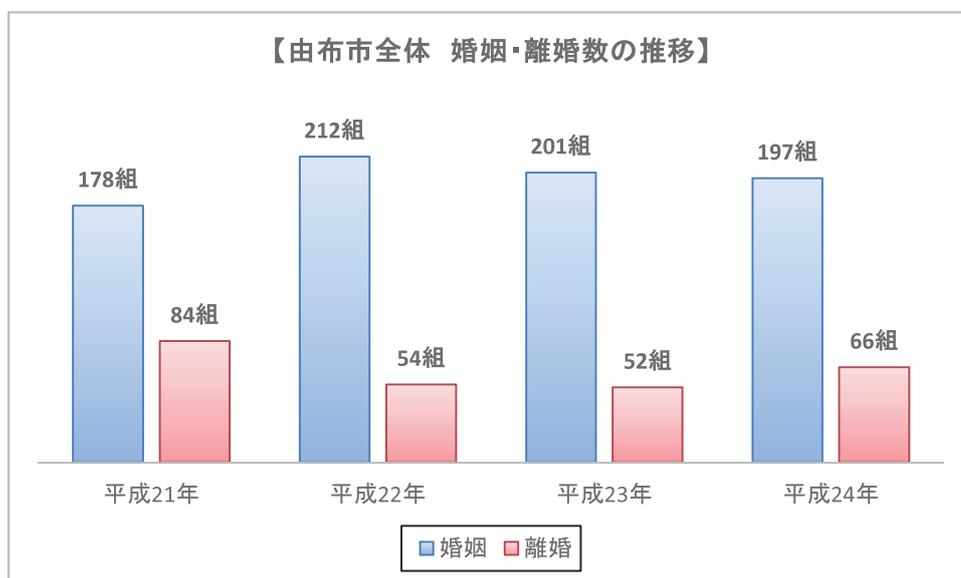
1人の女子は、2.07人の子供を生めば人口の水準が保たれると考えられている。

(8) 婚姻・離婚数の推移（由布市全体）

由布市全体の婚姻数は、平成22年を境に、ゆるやかに減少しています。離婚数は、平成22年以降、50件から60件前後を推移しています。

婚姻・離婚の推移

由布市全体	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻	178組	212組	201組	197組
離婚	84組	54組	52組	66組



資料：大分県公衆衛生年鑑

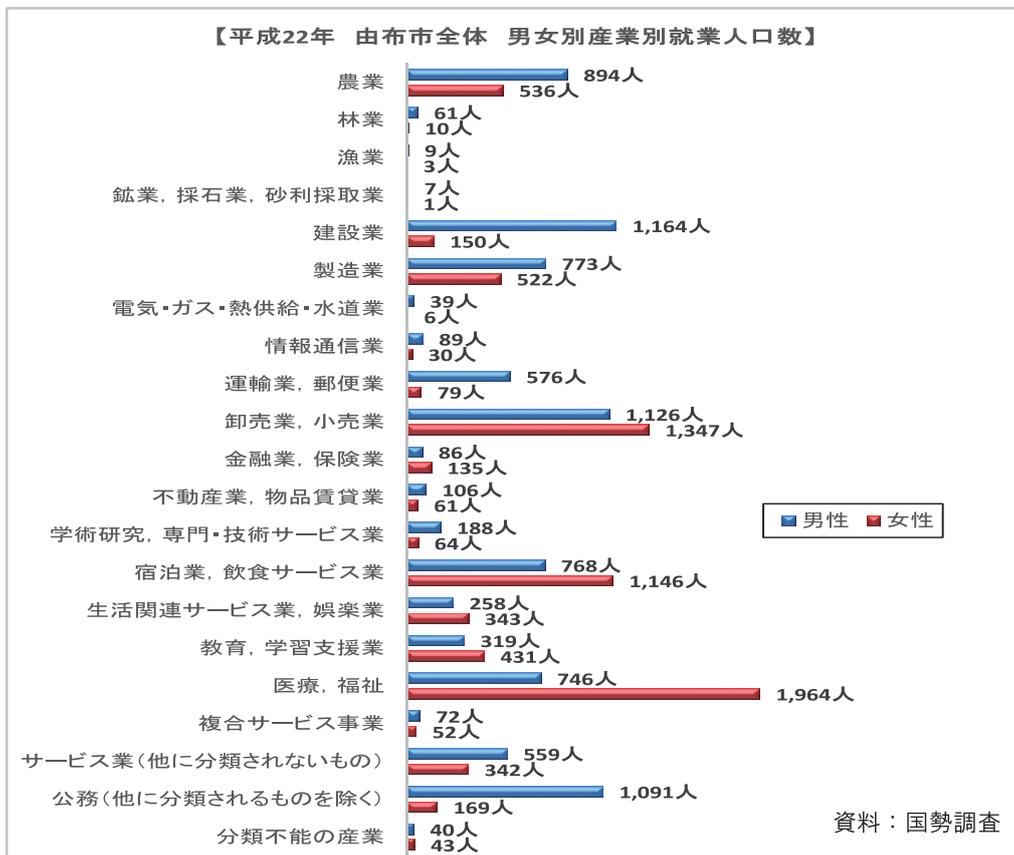


(9) 産業構造と就業者数の推移 (由布市全体)

平成22年国勢調査における、由布市全体の総就業者数は、16,405人(就業率47.2%)です。平成17年国勢調査と比較すると1,366人の減少となっています。産業別に見ると、第1次産業(農業等)が大きく減少し、第2次産業と第3次産業も減少傾向となっています。

産業別就業者数(平成7年～平成22年)

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
総人口	34,773	-	35,248	-	35,386	-	34,702	-
就業者数	17,617	50.7%	17,634	50.0%	17,771	50.2%	16,405	47.2%
第1次産業	2,857	16.2%	2,408	13.7%	2,201	12.4%	1,513	9.2%
農業	2,748	15.6%	2,324	13.2%	2,130	12.0%	1,430	8.7%
その他	109	0.6%	84	0.5%	71	0.4%	83	0.5%
第2次産業	3,806	21.6%	3,431	19.5%	2,892	16.3%	2,617	16.0%
製造業	2,180	12.4%	1,929	10.9%	1,614	9.1%	1,295	7.9%
その他	1,626	9.2%	1,502	8.5%	1,278	7.2%	1,322	8.0%
第3次産業	10,942	62.1%	11,722	66.5%	12,658	71.2%	12,192	74.3%
卸小売業	5,478	31.1%	6,062	34.4%	7,398	41.6%	7,252	44.0%
その他	5,464	31.0%	5,660	32.1%	5,260	29.6%	4,940	30.0%
分類不能	12	0.1%	73	0.4%	20	0.1%	83	0.5%



(10) アンケート調査から見える由布市の今後の課題

「由布市次世代育成支援後期行動計画（元気にいきいき由布っ子育成プラン）」から引き続き問題となっている事からや、昨今の社会情勢や今回のアンケート調査結果から見えてきた由布市の新たな「3つの課題」を以下に示します。今後も、子どもと家庭を取り巻く様々な問題を解決するための取組を推進していきます。

1. 子育て支援サービスの認知度・利用度の向上の課題

- ◎由布市が行っている事業・サービスを「知らない」という傾向がある。
- ◎市報やホームページ及び子育てマップ等で啓発しているが認知度及び利用度は低い。

↓

計画も、事業も、サービスも市民に伝わらなければ意味がない。

2. 子育て家庭の不安と負担の解消の課題

- ◎核家族化や近隣住民との希薄化が進む中、家庭の中で孤立したまま、子育てに悩む保護者が増えており、子どもに対する虐待問題も懸念されている。
- ◎出産後も働き続けられる環境（企業含）が整っていない。

↓

市が行う「乳児家庭全戸訪問事業」では、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師が訪問し、保護者の悩みを聞いて不安を解消し、子育てに関する情報提供を行っている。今後も引き続きこのような支援事業を実施していく必要がある。

3. 地域全体で子育てを支えるまちづくりの課題

- ◎子どもたちが、由布市に定住できる環境・地域づくりが重要。
- ◎子ども達が安心して遊べる場の整備。（公園整備等）
- ◎全ての子どもたちが放課後を安心して過ごせるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備が必要である。
（放課子ども総合プランの推進）

↓

児童の登下校の見守りや防犯パトロールなど、市民が子育て支援に係る取組を今後も積極的に行う必要がある。

今回のアンケート調査で、さまざまな貴重なご意見をいただきました。いただいた貴重なご意見を各施策の課題とし、今後も引き続き検討してまいります。

《もっとも多く寄せられた自由意見》

- ◎遊具のある広い公園
- ◎医療費無料の拡大、インフルエンザ等予防接種の無料化
- ◎病児・病後児保育の市内での開設
- ◎夜間・休日の診療体制の整備
- ◎放課後児童クラブの長期休み時の利用及び終了時間の拡大
- ◎公立幼稚園の3年制への移行
- ◎図書館の充実
- ◎雨の日でも子ども達が安心して遊べる場所（休日等）
- ◎職場の就労環境の改善(休みが取りづらい、辞めなくてもよい環境)

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、私たちに喜びと活力を与えてくれる宝であり、将来の由布市を担う大切な財産です。全ての子どもが健やかに育ち、笑顔を絶やさないことは、誰もが願うことで、そのための最適な環境をつくることは私たちの責務です。世代間交流を図り、子育て経験者や地域の先人とふれあうことにより、子どもは社会の中で生きる力を、親は次世代に伝えるべき子育ての知恵を身につけていくことができます。地域における住民同士の関わりが希薄になりつつあるなか、思いやりなど豊かな心を抱くことができる人づくり（人育て）のためには、市民、事業所、行政など地域を構成するメンバーが、お互いに連携、協力し合う必要があります。子どもを安心して生み育てることができ、将来、由布市に子どもたちが住み続けることができるよう、地域での助けあい、支えあいで子育ての基本を担う親自身が育ち、また、地域も育っていくことが求められています。

子育てはさまざまな愛や思いやり、支援に支えられていることを忘れてはなりません。子どもが生まれ、育っていく過程で、地域やたくさんの市民の温かい思いやりや配慮、大きな愛に感謝しながら、由布市の未来を担う子どもとともに育つことで感謝を伝えながら、いろいろな支援を活用して、親子ともに成長していきます。そこで、「由布市子ども・子育て支援事業計画」では、「地域で育む由布っ子 一育て 元気にいきいきと一」を基本理念とし「すべての子どもが笑顔に包まれすくすくと育つ地域を目指して、笑顔のあふれるまちづくりをめざします。



2 基本目標

本事業計画では、基本理念を実現するために3つの基本目標を定め、子育て支援や子どもの健全な育成を推進していきます。

I 安心して子育てできるまち

健全な次の世代を育てるには、まず健全な母性が必要です。豊かな母性意識と健康な母性機能を併せ持った母性を育てていきます。

妊娠から出産、そして子どもが思いやりのあるたくましい社会人に成長するまで、子育てをする家庭では様々な不安や悩みを抱くものです。妊娠・出産から乳幼児期の福祉・保健・医療の問題、共働き家庭の保育の問題、核家族化による育児不安、放課後児童対策など社会・家庭環境の多様化に対応したサービスの提供が求められています。社会全体での支援体制を強化し、安心して生み育てられるまちづくりを推進します。

II 笑顔で元気に育つまち

子育てにおいても、子どもが成長するそれぞれの段階で親や周りの人々が、子どもたちを『地域の宝』として豊かな愛情を持って接し、思いやりのある子どもが育つための地域・教育環境づくりを推進します。

また、子どもたちは、命やものの大切さを学び、どんな状況に置かれても生きていけるための知恵を身に付け、いつも笑顔で輝いていられるよう、子育てを支援していきます。

III 次世代の子どもを育つまち

少子高齢化や産業構造の変化などで子どもや子育てを取り巻く環境は、大きく変わってきています。「子どもをめぐる社会が変化してきているから、子ども・子育て支援が変わる。」ともいわれています。次世代を担う子どもたちが“健やかに力強く”育つ環境づくりを進め、少子化社会に対応した子育て支援施策を総合的に展開します。

3 施策の体系

本事業計画では、基本理念・基本目標を実現するために7つの施策目標を定め、地域の特性を活かしてすべての子育て家庭を応援し、支援するまちを実現するための事業計画にします。

【基本理念】

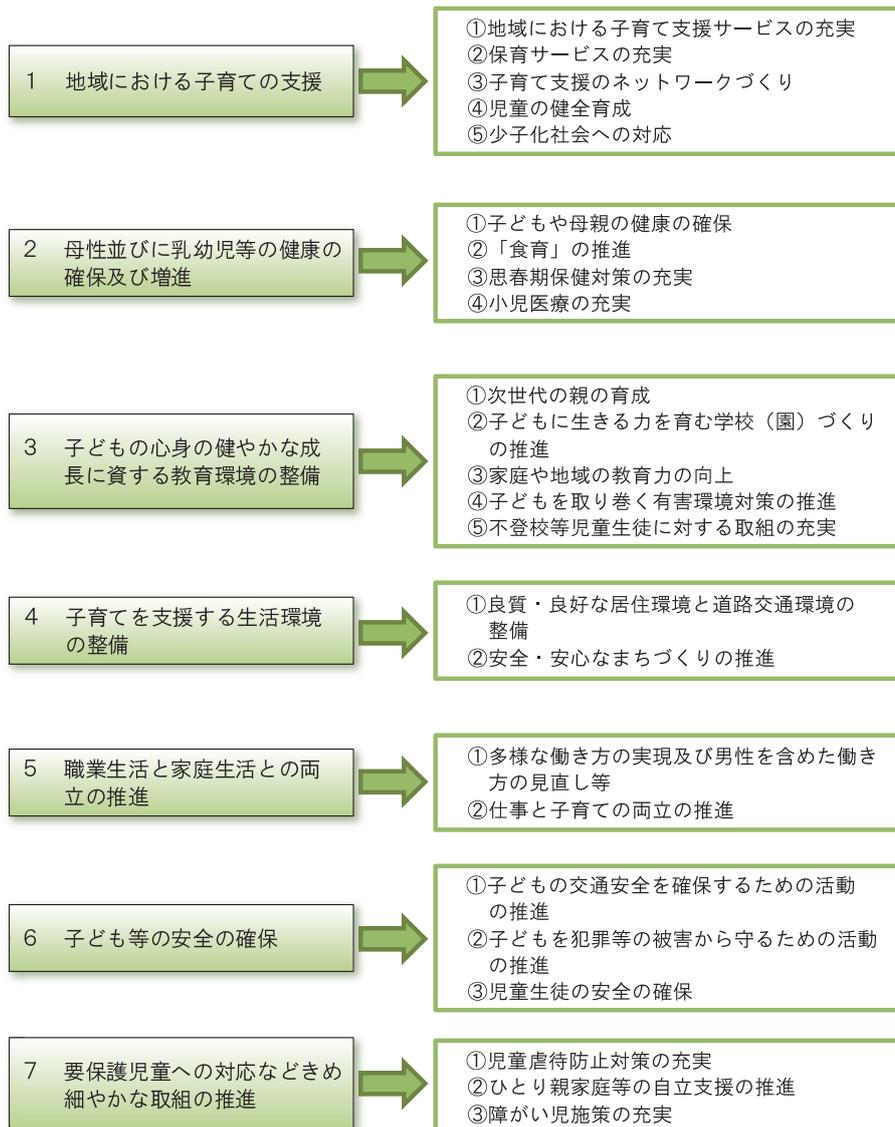
「地域で育む由布っ子 ー育て 元気にいきいきとー」

【基本目標】

- I 安心して子育てできるまち
- II 笑顔で元気に育つまち
- III 次世代の子どもを育むまち

【施策目標】

【事業目標】



第4章

子ども・子育て支援法に
かかる事業計画

1 新制度の事業体系の説明

『子ども・子育て支援新制度』の主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・認可保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

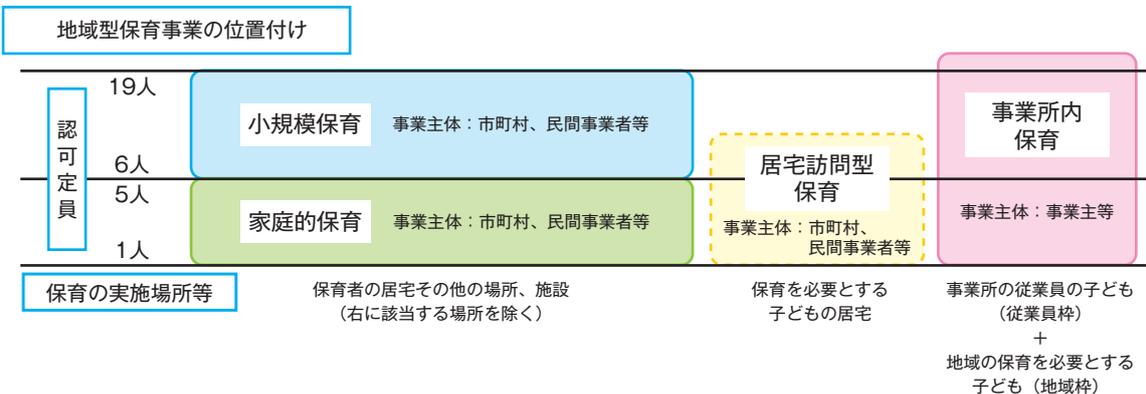
(1) 施設型給付について

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

(2) 地域型保育給付について

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



資料：国子ども・子育て会議資料

(3) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められており、交付金の対象となりますが、由布市では、本事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

	事業名	区域	設定の考え方
1	妊婦健康診査事業	市全域	妊婦が各自で希望する医療機関等を選択して利用しているため
2	乳児家庭全戸訪問事業	市全域	乳児のいる全世帯への訪問を行うものであるため
3	利用者支援事業	市全域	広域的な利用支援を考慮し、必要な設置個所数を設定するため
4	一時預かり事業	市全域	一時的または不定期の保育を提供する事業であり、一定の区域に設定することが困難なため
5	延長保育事業	市全域	保育所や認定こども園等に入園している児童を対象としているため
6	病児・病後児保育事業	市全域	医療機関での実施を基本としており、必要量を確保するためには区域を広くする必要があるため
7	子育て短期支援事業	市全域	児童養護施設等での受け入れであるため、広域的に対応するため
8	ファミリー・サポート・センター事業	市全域	広域的な利用実態があるため
9	放課後児童クラブ	市全域	利用実態に即した対応と、利用児童の安全性を確保する必要があるため
10	養育支援訪問事業	市全域	訪問の必要性の認定を一元的に行うこととしているため
11	地域子育て支援拠点事業	市全域	広域的な利用実態があるため

(4) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、以下の考え方で保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

■認定区分：認定は、次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所
		認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所
		認定こども園
		特定地域型保育事業

■認定基準：保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）

にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして由布市が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当)
	②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (由布市では、保育入所のための就労下限時間を1か月64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

【保育標準時間】 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。
1か月あたり平均275時間（最大292時間・最低212時間）
1日あたり11時間までの利用に対応するもの。

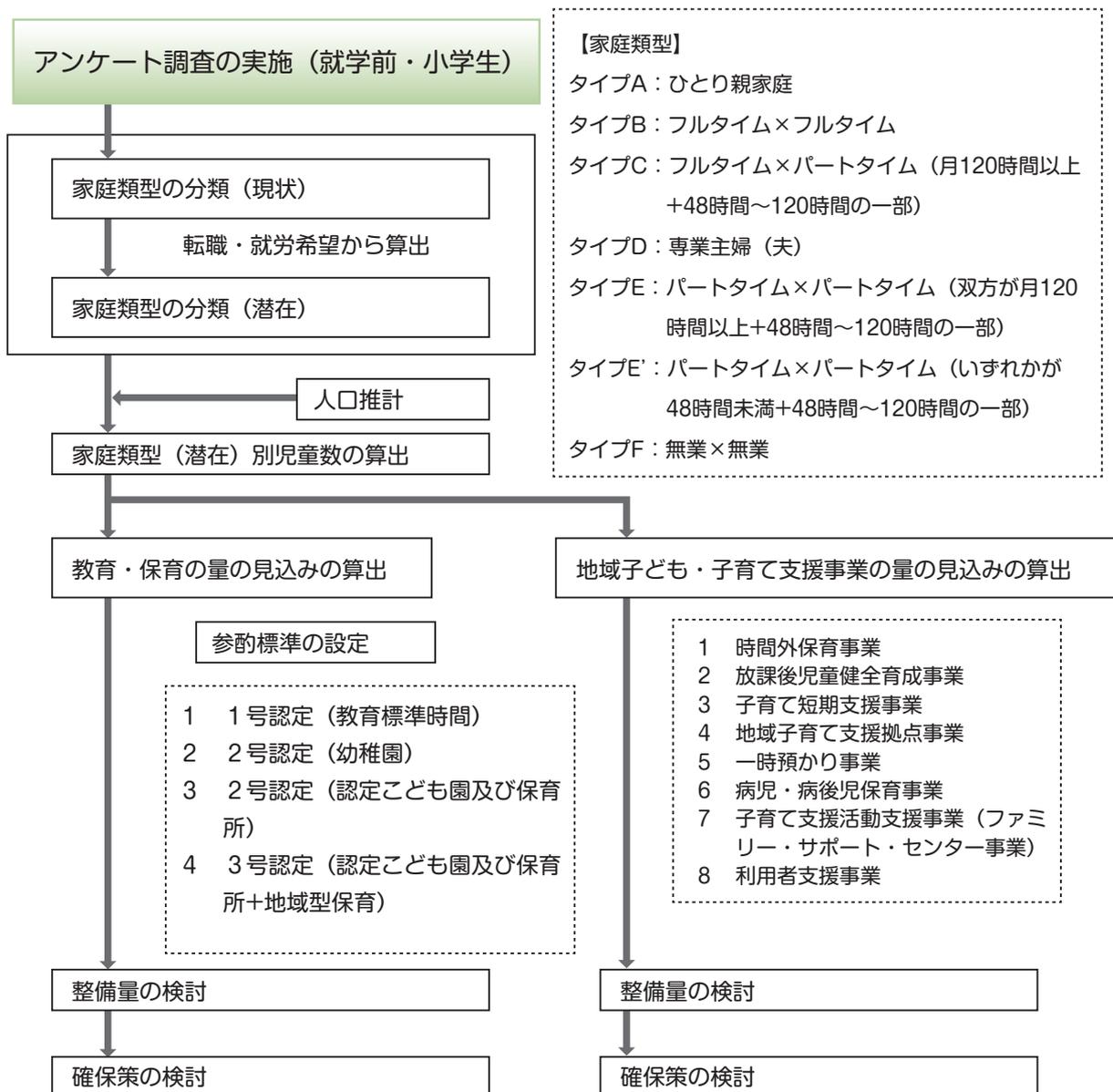
【保育短時間】 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。
1か月あたり平均200時間（最大212時間）
1日あたり8時間までの利用に対応するもの。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、由布市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

(2) 推計のフロー図



3 教育・保育の提供区域

(1) 区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めました。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定しました。

(2) 区域設定

由布市では、【中学校3区単位】とする。湯布院地域、庄内地域、挾間地域。



4 教育・保育の量の見込及び確保策

(1) 各年度における教育・保育の量の見込

教育・保育の利用状況及びアンケート調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、設定区分での必要利用定員総数を定めます。また満3歳未満の子どもの数全体に占める保育園等の利用数の割合(保育利用率)を目標値として必要利用定員総数を設定します。

【由布市全体】の教育・保育の量の見込

由布市全体	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
	人	人	人	人	人	人	人
平成27年	310	471	111	360	479	149	330
平成28年	309	471	111	360	473	147	326
平成29年	309	469	111	358	472	147	325
平成30年	304	457	108	349	462	144	318
平成31年	298	440	105	335	448	140	308

【湯布院地域】の教育・保育の量の見込

湯布院地域	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
	人	人	人	人	人	人	人
平成27年	86	140	29	111	155	53	102
平成28年	86	140	29	111	154	53	101
平成29年	86	140	29	111	154	53	101
平成30年	86	140	29	111	153	53	100
平成31年	84	136	28	108	150	52	98

【庄内地域】の教育・保育の量の見込

庄内地域	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
	人	人	人	人	人	人	人
平成27年	37	68	13	55	61	14	47
平成28年	36	68	13	55	59	13	46
平成29年	36	67	13	54	58	13	45
平成30年	35	63	12	51	57	13	44
平成31年	35	60	12	48	54	13	41

【挾間地域】の教育・保育の量の見込

挾間地域	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
	人	人	人	人	人	人	人
平成27年	187	263	69	194	263	82	181
平成28年	187	263	69	194	260	81	179
平成29年	187	262	69	193	260	81	179
平成30年	183	254	67	187	252	78	174
平成31年	179	244	65	179	244	75	169

(2) 保育利用率の設定

満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内における目標値を設定します。

保育利用率

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	(H27)		(H28)		(H29)		(H30)		(H31)	
3歳未満の子ども数 (見込)	0歳	1-2歳								
		262	554	254	536	247	523	243	512	236
保育利用率	44%	44%	44%	44%	44%	44%	44%	44%	44%	44%
保育利用 目標値	115	244	112	236	109	230	107	225	104	218

子ども・子育て支援法に基づく基本指針【抄】

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定すること。

その際、満3歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満3歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する必要がある点に留意が必要である。保育利用率の設定においては、市町村は、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内の各年度における目標を設定すること。

5 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保策

① 妊婦健康診査事業

事業の内容

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、医療機関及び助産所において妊婦健康診査を行う事業。妊婦に対する健康診査としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込

人口推計による出生数から妊婦数の見込みを算出し、妊娠初期より妊娠23週まで4週間に1回、妊娠24週より35週まで2週間に1回、妊娠36週以降分娩まで1週間に1回を基準に妊婦一人あたりの健診回数を14回として、受診件数を算出しました。

(単位：件)

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	1,470	1,456	1,442	1,414	1,386	1,358
庄内	462	434	420	406	392	378
挾間	2,310	2,310	2,268	2,212	2,170	2,114

確保に向けての対応策

県内の医療機関は委託契約、県外の医療機関は償還払いによる公費負担を行い、経済的負担を軽減します。また産科医療機関等と連携し、積極的な妊婦健康診査の受診を促します。

②乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容

子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行う。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスができるよう関係機関との連携を図る事業です。

量の見込

人口推計より対象件数、実施件数を算出しました。

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	105	104	103	101	99	97
庄内	32	31	30	29	28	27
挾間	167	165	162	158	155	151

確保に向けての対応策

母子保健関連施策や業務援助の確保をします。訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業に繋げるなど継続的な支援に努めます。



③利用者支援事業

事業の内容

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

量の見込

国の「保育緊急確保事業要綱」により、交付金の対象としては、「1市町村当たりの箇所数は平成25年10月時点0～5歳児人口を10,000人で除して得られた数を上限とする。(1万人未満切り上げ)」とされていることを考慮すると、本市の0～5歳児人口が約1,810人であることから、上限は1箇所となります。

(単位：箇所)

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	なし	1	1		2	
庄内	なし					
挾間	なし					

確保に向けての対応策

教育・保育施設や子育て支援のサービスに関する情報提供が適切になされるように配置する職員に対する研修等を行い、また、設置場所については、利用のしやすさを考慮し、各子育て支援センター等を中心に必要に応じた相談・助言を適切に行います。

④一時預かり事業（a 保育所における一時預かり）

事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、保育所等において、一時的に預かる事業です。

量の見込

平成25年の実績値とアンケート調査において、認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設の利用を希望しない世帯が、一時預かりを利用するものとして量を見込むこととします。

(単位：人)

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	112	109	109	107	107	104
庄内	115	112	112	109	109	106
挾間	173	169	169	164	164	160

確保に向けての対応策

現行体制を維持しながら、各施設の定員を見直し、空きスペースの確保を行います。また、ファミリー・サポート・センターでの対応も充実します。

④一時預かり事業（b 幼稚園における一時預かり）

事業の内容

認定こども園、幼稚園において教育時間の前後などに希望する者を対象とする預かり保育事業です。

量の見込

アンケート調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、算出する。アンケート調査の結果を量として見込むこととします。

（単位：年間延べ人数）

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	2,625	2,756	2,658	2,593	2,536	2,457
庄内	1,728	1,814	1,749	1,707	1,669	1,617
挾間	8,110	8,516	8,210	8,010	7,834	7,590

確保に向けての対応策

多くの幼稚園で、一時預かりができる体制を整備します。

⑤延長保育事業

事業の内容

保護者の就労状況等により、保育所等で通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

量の見込

アンケート調査において、「18時以降」の利用希望を勘案し、量の見込みを算出することとします。

(単位：人)

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	49	92	90	87	85	82
庄内	50	94	92	90	87	84
挾間	75	143	138	135	131	128

確保に向けての対応策

現行体制は維持し、さらに1時間上乗せした延長保育や夜間保育の検討を行います。



⑥病児・病後児保育事業

事業の内容

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。

量の見込

平成25年度（6月～3月の10か月）の数値を勘案して量の見込みとします。見込量は、年間（12か月）で算出しました。

（単位：人）

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	8	10	10	15	15	20
庄内	0	10	10	10	10	15
挾間	102	120	125	130	135	150

確保に向けての対応策

平成25年6月より、大分市の西の台医院にて開設。今後は、由布市内で開設できるよう検討する。また、病児・病後児保育事業については、医療機関型・保育所型・派遣型の展開をしていきます。

⑦子育て短期支援事業

事業の内容

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設等で短期的に預かる事業です。

量の見込

アンケート調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、算出する。アンケート調査の結果を量として見込むこととします。

(単位：人)

		平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ショートステイ	湯布院	0	1	1	1	1	1
	庄内	0	1	1	1	1	1
	挾間	0	1	1	1	1	1
トワイライト	湯布院	0	1	1	1	1	1
	庄内	0	1	1	1	1	1
	挾間	0	1	1	1	1	1

※トワイライト・・・平日の夜間や休日の短期預かりのこと。

確保に向けての対応策

利用者のニーズを考慮するとともに、本事業を通して要保護児童等に対する支援が的確にできるように努めます。

⑧ファミリー・サポート・センター事業

事業の内容

保育園や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員（依頼会員）の依頼に応じて、育児の手助けができる会員（援助会員）を紹介する事業です。

量の見込

アンケート調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、算出し、その結果を量として見込むこととします。

（単位：人）

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	0	10	10	15	15	15
庄内	0	10	10	10	10	10
挾間	3	20	20	20	25	25

確保に向けての対応策

支援に結びつくよう会員相互の交流会の実施と、利用拡大のための会員の募集及び周知に努めます。

⑨放課後児童クラブ

事業の内容

保護者が就業等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

量の見込

アンケート調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、算出し、その結果を量として見込むこととします。

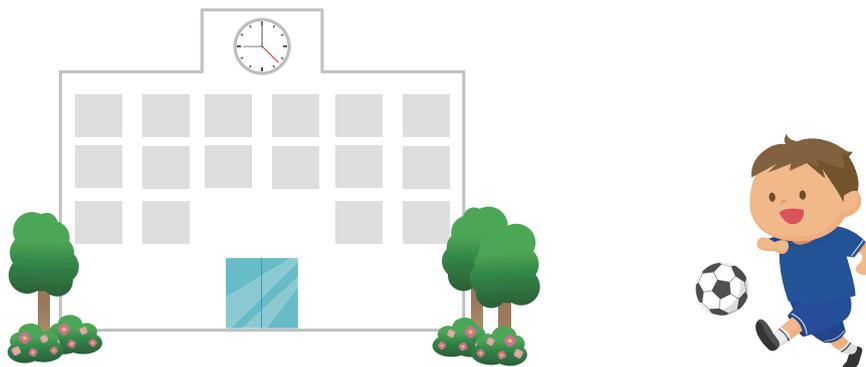
(単位：人)

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	114	120	210	210	210	210
庄内	99	105	105	105	105	105
挾間	163	170	230	270	270	270

クラブ数・・・11クラブ（平成26年4月1日現在）

確保に向けての対応策

クラブの面積基準を設定し、定員を定めることとなるため、各小学校区においてニーズを満たすよう、現行を維持していきます。また、放課後子ども総合プランについて、総合的な放課後対策の在り方についても協議し、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施を検討していきます。



⑩養育支援訪問事業

事業の内容

乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に対して、保健師等の訪問による指導・助言またはヘルパーによる育児・家事の援助を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決を図る事業です。

量の見込

平成25年の数値を量の見込みとする。平成29年度から人口により量の見込みで算出しました。

(単位：件数)

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	26	30	30	31	32	43
庄内	0	10	10	10	10	13
挾間	0	20	20	49	48	64

確保に向けての対応策

調整機関として、要保護児童対策地域協議会を活用し、乳児家庭全戸訪問事業、保健事業等から支援の必要な家庭等の状況把握に努め、適切な支援を実施します。

⑪地域子育て支援拠点事業

事業の内容

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業です。

量の見込

アンケート調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、算出し、その結果を量として見込むこととします。

(単位：年間延べ人数)

	平成25実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯布院	2,836	2,217	2,143	2,089	2,031	1,961
庄内	2,027	1,586	1,533	1,494	1,453	1,403
挾間	3,917	3,061	2,960	2,885	2,804	2,708

確保に向けての対応策

量的には、現状の中学校区単位での施設で対応可能と考えられるが、現在の機能に加え、地域支援機能や利用者支援機能の充実に向けた取組を推進します。

6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 教育・保育の一体的な提供推進

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援のみならず、教育・保育的な視点、子どもの育ちの視点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図る必要があります。

1. 質の高い教育・保育の提供

幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

2. 適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

3. 親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

(2) 幼児教育・保育需給の確保策

幼保一体型施設については、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から順次整備を行い、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げ、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

1. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供のため「認定こども園」への移行を推進します。
2. 認定こども園と同様の一体性を確保するため、地域ニーズに応じて教育と保育の一体的な提供ができる環境を整えます。
3. 2号認定の教育ニーズについては、幼稚園の1号定員を活用して確保します。

(由布市全域)

区域名	『平成27年度』				1号	2号			3号			区域計	
						教育 ニーズ	保育 ニーズ	計	0歳児	1-2歳児	計		
由布市 全域	量の見込み 計 I				310	111	360	471	149	330	479	1,260	
	(再掲) 市町村内のニーズ				310	111	360	471	149	330	479	1,260	
	(再掲) 他市町村のニーズ				0	0	0	0	0	0	0	0	
	確保策	市町村 内	特定教育 ・保育施設	認定こども 園	幼保連携型	0		0				0	0
					幼稚園型	0		0				0	0
					保育所型	0		0				0	0
					地方裁量型	0		0				0	0
					小計	0	0	0	0	0	0	0	0
				幼稚園	510		0			0	510		
	保育所	0	240	185	425	104	326	430	855				
	小計 ①	510	240	185	425	104	326	430	1,365				
	確認を受けない幼稚園 ②							0			0	0	
	特定地域型保育事業 ③							0			0	0	
	一定基準の認可外施設 ④							0			0	0	
	他市町村における確保策 ⑤							0			0	0	
確保策 計 II (①+②+③+④+⑤)				510	240	185	425	104	326	430	1,365		
需要(I) - 供給(II)				△ 200	△ 129	175	46	45	4	49	△ 105		

※確保策は年度当初の利用定員の合計

区域名	『平成28年度』				1号	2号			3号			区域計	
						教育 ニーズ	保育 ニーズ	計	0歳児	1-2歳児	計		
由布市 全域	量の見込み 計 I				309	111	360	471	147	326	473	1,253	
	(再掲) 市町村内のニーズ				309	111	360	471	147	326	473	1,253	
	(再掲) 他市町村のニーズ				0	0	0	0	0	0	0	0	
	確保策	市町村 内	特定教育 ・保育施設	認定こども 園	幼保連携型	0		0				0	0
					幼稚園型	0		0				0	0
					保育所型	0		0				0	0
					地方裁量型	0		0				0	0
					小計	0	0	0	0	0	0	0	0
				幼稚園	510		0			0	510		
	保育所	0	240	185	425	104	326	430	855				
	小計 ①	510	240	185	425	104	326	430	1,365				
	確認を受けない幼稚園 ②							0			0	0	
	特定地域型保育事業 ③							0			0	0	
	一定基準の認可外施設 ④							0			0	0	
	他市町村における確保策 ⑤							0			0	0	
確保策 計 II (①+②+③+④+⑤)				510	240	185	425	104	326	430	1,365		
需要(I) - 供給(II)				△ 201	△ 129	175	46	43	0	43	△ 112		

※確保策は年度当初の利用定員の合計

第4章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画

区域名	『平成29年度』				1号			2号			3号			区域計
					教育 ニーズ	保育 ニーズ	計	0歳児	1-2歳児	計	0歳児	1-2歳児	計	
由布市 全域	確保策	量の見込み 計 I			309	111	358	469	147	325	472	1,250		
		(再掲) 市町村内のニーズ			309	111	358	469	147	325	472	1,250		
		(再掲) 他市町村のニーズ			0	0	0	0	0	0	0	0		
	市町村 内	特定教育 ・保育施設	認定こども園	幼保連携型	30	75	95	170	55	110	165	365		
				幼稚園型	0			0			0	0		
				保育所型	35	145	155	300	94	216	310	645		
				地方裁量型	0			0			0	0		
				小計	65	220	250	470	149	326	475	1,010		
			幼稚園	510			0			0	510			
		保育所	保育所				0			0	0			
			小計 ①	575	220	250	470	149	326	475	1,520			
			確認を受けない幼稚園 ②				0			0	0			
		特定地域型保育事業 ③						0			0	0		
		一定基準の認可外施設 ④						0			0	0		
		他市町村における確保策 ⑤						0			0	0		
確保策 計 II (①+②+③+④+⑤)			575	220	250	470	149	326	475	1,520				
需要 (I) - 供給 (II)			△ 266	△ 109	108	△ 1	△ 2	△ 1	△ 3	△ 270				

※確保策は年度当初の利用定員の合計

区域名	『平成30年度』				1号			2号			3号			区域計
					教育 ニーズ	保育 ニーズ	計	0歳児	1-2歳児	計	0歳児	1-2歳児	計	
由布市 全域	確保策	量の見込み 計 I			304	108	349	457	144	318	462	1,223		
		(再掲) 市町村内のニーズ			304	108	349	457	144	318	462	1,223		
		(再掲) 他市町村のニーズ			0	0	0	0	0	0	0	0		
	市町村 内	特定教育 ・保育施設	認定こども園	幼保連携型	30	75	95	170	55	110	165	365		
				幼稚園型	0			0			0	0		
				保育所型	35	145	155	300	94	216	310	645		
				地方裁量型	0			0			0	0		
				小計	65	220	250	470	149	326	475	1,010		
			幼稚園	510			0			0	510			
		保育所	保育所				0			0	0			
			小計 ①	575	220	250	470	149	326	475	1,520			
			確認を受けない幼稚園 ②				0			0	0			
		特定地域型保育事業 ③						0			0	0		
		一定基準の認可外施設 ④						0			0	0		
		他市町村における確保策 ⑤						0			0	0		
確保策 計 II (①+②+③+④+⑤)			575	220	250	470	149	326	475	1,520				
需要 (I) - 供給 (II)			△ 271	△ 112	99	△ 13	△ 5	△ 8	△ 13	△ 297				

※確保策は年度当初の利用定員の合計

区域名	『平成31年度』				1号			2号			3号			区域計
					教育 ニーズ	保育 ニーズ	計	0歳児	1-2歳児	計	0歳児	1-2歳児	計	
由布市 全域	確保策	量の見込み 計 I			298	105	335	440	140	308	448	1,186		
		(再掲) 市町村内のニーズ			298	105	335	440	140	308	448	1,186		
		(再掲) 他市町村のニーズ			0	0	0	0	0	0	0	0		
	市町村 内	特定教育 ・保育施設	認定こども園	幼保連携型	30	75	95	170	55	110	165	365		
				幼稚園型	0			0			0	0		
				保育所型	35	145	155	300	94	216	310	645		
				地方裁量型	0			0			0	0		
				小計	65	220	250	470	149	326	475	1,010		
			幼稚園	510			0			0	510			
		保育所	保育所				0			0	0			
			小計 ①	575	220	250	470	149	326	475	1,520			
			確認を受けない幼稚園 ②				0			0	0			
		特定地域型保育事業 ③						0			0	0		
		一定基準の認可外施設 ④						0			0	0		
		他市町村における確保策 ⑤						0			0	0		
確保策 計 II (①+②+③+④+⑤)			575	220	250	470	149	326	475	1,520				
需要 (I) - 供給 (II)			△ 277	△ 115	85	△ 30	△ 9	△ 18	△ 27	△ 334				

※確保策は年度当初の利用定員の合計

7 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

(1) 産後・育児休業者の現状

アンケート調査の結果から、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、途中で育児休業を切り上げるケースや、年度当初に申込をする状況が見られます。このため、年度途中で入所を希望しても保育予定者があり対応できないといった事例があり、保護者と保育所等の両方の課題となっています。

(2) 円滑な利用の提供に向けた確保策

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

由布市においては、0歳児・1歳児についてはアンケート調査の結果、現状の利用数よりも高い一定のニーズが予測されます。幼児教育・保育のニーズ量確保は民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。しかし、0歳児、1歳児の受入れを増やすことは、保育士等の人材確保が容易ではない現状を踏まえながら、保育所の役割や意義を確認しながら利用定員の設定を行います。

利用を希望する保護者が、希望する時期から質の高い保育を利用できる環境を整えることを官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。

8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

由布市においては、養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握し、児童委員や母子保健推進員等をはじめとした、地域住民と連携して児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

① 関係機関との連携及び相談体制の強化

由布市では、子ども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、子育て支援課の家庭相談員を要として、行政、教育・保育施設及びその他関係機関と連携して、子どもに関わる相談に対応しています。これら相談体制により、子どもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安心して安定した家庭で育ち、社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制のもと関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

大分県中央児童相談所をはじめとした行政機関、医師会等有識者、子育てに関わる施設代表者等多数の参画を得て、要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、ケース会議を開催し、情報共有、連携を図り、児童虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児に組織的に対応するため、関係機関の専門性を有する職員と連携を図り、大分県等が実施する講習会等への参加や、児童虐待による重大事例の検証を行う等を通じた調整機関職員のスキルアップにより体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適切と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所などへの通知を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

② 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への迅速かつ適切な支援につなげるようにします。

また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、地域住民や児童委員と連携し児童虐待の防止に努めます。

③ 社会的養護施策との連携

子育て支援のうち、社会的養護施策の推進については、児童相談所と連携し児童養護施設や里親等の子育て支援の活用を図ります。

また、里親や児童養護施設等で子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等、地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や支援につながる広報・啓発等、大分県との連携により、地域のなかで社会的養護が行えるような支援体制を整備していく必要があります。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、大分県こども・女性相談支援センター等の関係機関と連携し、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援は、母子自立支援員の専門性向上による支援体制の強化を図り、幼児教育・保育の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子、父子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して大分県が実施するひとり親家庭等支援事業の充実を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、未熟児養育医療費や育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉スペクトラム症、限局性学習障害（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）等の神経発達症群のある子どもには、その状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児健診や5歳児健診により、子どもの特性を保護者が早期に理解し、適切な相談が受けられる体制整備と十分な情報を提供していく必要があります。教育・保育施設等においては、保護者を含めた関係者が教育や保育に必要な支援等について共通理解を深めることで、円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育・保育施設等が、必要な支援等について連携し、合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がい等については、社会的な理解が不十分な現状であることから、適切な情報の周知と啓発が必要であり、さらに家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

教育・保育施設等の施設で、支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

9 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。

また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

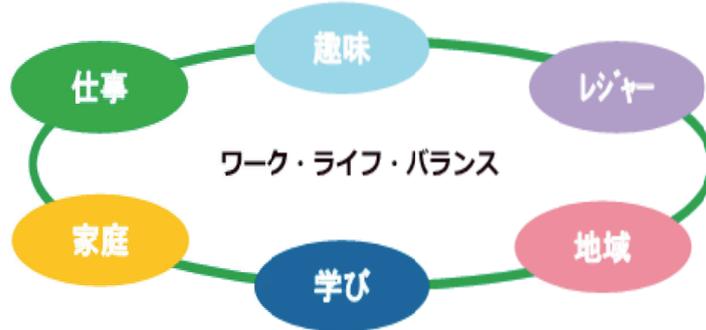
企業等民間団体への制度の周知や育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

ワーク・ライフ・バランス (WLB)とは、誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、プライベートなどのさまざまな活動について、自分の希望するバランスで展開できる状態のことです。

理想のワーク・ライフ・バランスは人それぞれです。自分に合ったバランスを見つけてみませんか？



ワーク・ライフ・バランスが実現された社会

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、
仕事上の責任を果たすとともに、
家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の
各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

(1) 就労による 経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

(2) 健康で豊かな生活のための 時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

(3) 多様な働き方・ 生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公式な処遇が確保されている。

資料：政府広報オンライン

第5章

基本目標ごとの取組

1 地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

地域におけるつながりの希薄化や少子化の進行等により、子育てに対する親の不安感や負担感は増大し、子育てに希望や意欲を持つことができず孤立している状況が増加しています。今回実施したアンケート調査の結果では、子どもを預かってもらえる人がいないと回答した人が、就学前児童の保護者で9.8%、小学生の保護者で8.5%となっています。

また、地域の人に支えられていると感じないと回答した人が、就学前児童の保護者で37.7%、小学生の保護者で35.2%となっています。このため、子育て中の保護者が、子どもや子育てについて、さまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、相互に交流するきっかけとなる機会や環境づくりを進め、地域全体がお互いに支えあい助け合っていけるように、地域と一体となった子育て支援のための施策を推進することが求められています。

【具体的施策】

地域子育て支援拠点事業の充実

- ① 地域に密着した地域子育て支援拠点施設として、公園や公民館、市役所など身近な場所や健診会場での出前保育を実施し、全地域の親子が遊びを通じて子育ての楽しさが実感できるような活動内容の充実を図ります。
- ② 地域全体で見守り支えあう体制づくりのために、子育て支援センター等を活用し、地域住民が参加する育児講座や子育て座談会等の開催に取り組みます。

ファミリー・サポート・センターの充実

- ① 会員同士の交流を行い人材の育成を図るとともに、情報交換の場を設定しサポート体制の拡充を図ります。
- ② センターの事業内容等について、各種の情報伝達手段により周知を図ります。

情報提供とサービス利用の円滑化

- ① 地域子育て支援拠点施設やファミリーサポートセンターの情報発信機能を備える施設として位置づけ、子育て全般に関する支援サービス情報を一元的に把握し、民間・NPO法人等とも連携しながら情報の共有化を図ります。
- ② 子育て世代は携帯電話を活用している世代であることから、子育て情報の発信手段として携帯サイト“もばゆふ”を利用し、タイムリーな情報を提供します。

地域と保育所の一体化

- ① 保育所や幼稚園に通っていない地域の親子に園庭を開放し、保育所入所児童との交流を通して育児不安の解消や悩みの相談に応じます。
- ② 老人施設への訪問や保育所行事への招待などにより、乳幼児とお年寄りとの交流の機会を設け、希薄になりつつある地域での世代間交流を実施します。
- ③ 入所児童と地域の子どもたちが交流するために、夏祭りや運動会などの参加の機会を設け、仲間づくりを推進します。

地域で見守る子育て支援

- ① 子どもたちの体験活動に地域人材を活用し、地域のなかでの世代間交流を図ります。
- ② 学校や園、関係団体などと連携し、校区の中での家庭教育を支援する取組を行います。
- ③ 家庭教育を行う保護者等へ学習機会を提供し、その際には託児を設けるなどの学習環境の整備を行います。
- ④ 子育て中の不安などや情報を共有できる場を公民館などで開催し、保護者の集いの場の確保や保護者同士のネットワークづくりを行います。
- ⑤ 青少年健全育成市民会議の活動を活性化し、家庭・学校・地域社会（PTA含）の子育て支援を推進します。

② 保育サービスの充実

【現状と課題】

核家族化や共働きの増加により、保育サービスの需要は年々高まっています。今回のアンケート調査の結果でも、保育サービスの利用希望が高く、潜在的な保育需要が高いことがうかがえます。今後とも待機児童を発生させないだけでなく、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるように、育児と仕事の両立を支援し、安心して子育てができるための延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、障がい児保育などニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。なお、ニーズのあった、夜間保育、休日保育についても検討していきます。

【 具体的施策 】

通常保育の充実

- ① 保育所利用ニーズの把握に努め、保育サービスの充実に取り組みます。

延長保育の充実

- ① 由布市独自に就労形態の多様化に対応するため、延長保育をさらに充実します。

休日保育の検討

- ① 子育て家庭でのニーズは高い。今後、利用希望を把握し保育所と調整しながら実施可能かどうか検討します。

一時預かり事業の拡充

- ① 保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事等の理由により家庭での保育ができなくなった場合に、一時的に児童を預かり安心して子育てできる環境を整備します。

病児・病後児保育の拡充

- ① 平成 25 年度から、大分市の西の台医院にて開設。今後は、由布市内で開設できるよう検討します。また、病児・病後児保育事業については、医療機関型・保育所型・派遣型の展開をしていきます。

乳児保育の受入れ促進

- ① 認可保育所全園で乳児保育（産休明け保育）を概ね生後3ヶ月から実施します。

障がい児保育の充実

- ① 障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を柔軟に受入れます。

保育に伴う経済的負担の軽減

- ① 認可保育所に入所する第3子以降3歳未満児の保育料を免除します。
- ② 同一世帯から2人以上の就学前児童が、認可保育所、幼稚園等に入所している場合、保育料の減額・補助を行います。

保育所の整備及び充実

- ① 園舎の老朽化や待機児童の解消等に向けた取組として、保育所の整備・充実を計画的に図ります。



③ 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

少子化や核家族化など社会環境の変化に伴い、子育ての不安や孤立化、児童虐待やいじめなど、子どもや子育てを取り巻くさまざまな問題が生じています。由布市でも、子育ての負担感や不安感を抱えながら、孤立化していく傾向がうかがえます。このような養育上の問題を抱える家庭の育児負担の軽減を図るため、家庭をはじめ、地域、行政、企業、NPO等がともに連携と協力を図り、地域全体で子育てを支え合うためのネットワークを整備することが必要です。

【具体的施策】

子育てに関する情報の提供

- ① さまざまな子育て支援サービスの情報を一元化することにより、利便性を図り、子育てしやすい環境づくりを推進します。情報発信の拠点として、地域子育て支援拠点施設等において子育て支援に関する情報を管理し、提供できる体制づくりに努めます。
- ② 安心して楽しく子育てをするために、出産・子育てに関する情報誌の内容の充実に加えて、タイムリーな情報を提供できるよう携帯サイト“もばゆふ”を利用し、子どもを生き育てるうえでの不安の解消に向けて支援します。
- ③ インターネットを活用して、身近な子育て情報が提供できるよう公式ホームページを充実します。

子育て支援ネットワークの整備

- ① 行政、地域、医療機関、療育機関、保育所、幼稚園などの関係機関とのネットワークを充実し、子育て家庭だけでなく出生前からの支援を充実させるなど、きめ細やかな情報提供やサービスの質の向上を図ります。
- ② 乳幼児の健康支援や児童虐待等の未然防止と早期発見のために家庭訪問（養育支援訪問事業）などを実施し、育児不安等に早期に対応できるよう、地域全体で見守るネットワークの充実に努めます。

④ 児童の健全育成

【現状と課題】

近年の少子化・核家族化等の影響で、一人で過ごしたり、あるいは同じ年頃の少人数の友人としか遊ぶ機会がなく、子どもが地域や大きな集団のなかでいきいきと行動する場面が少なくなってきました。子どもが、社会の中でのさまざまな体験を通して、自ら学び主体的に判断し、行動し、心豊かな人間性や生きる力を身につけられるような活動の場を提供し、それを地域住民や公民館などの協力によってサポートしていくことが重要です。また、共働きやひとり親家庭の増加によって、保護者が昼間家庭にいない児童が増加しています。子どもたちが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブを充実し、不安を軽減することが必要です。

【具体的施策】

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実（放課後子ども総合プランの推進）

- ① 「放課後こども総合プラン」に基づいて、放課後等全ての子どもたちを対象として、学習や体験交流活動を行う放課後子供教室と一体的に実施できる環境整備を進めます。
- ② 就労で保護者が放課後にいない児童の安心できる居場所として、引き続き児童クラブの充実を図り、昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童ならびに幼稚園児に対し、適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図ります。
- ③ 各放課後児童クラブが、基準（児童 1 人につきおおむね 1.65 m²）を満たす専用区画の面積を確保できるよう、また、児童の生活の場として適正な規模（1 支援の単位構成＝おおむね 40 人）での運営を目指し、より安全で快適な空間で生活できるように年次計画に沿って整備を進めていきます。
- ③ 地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象に講座や世代間交流活動などを行う、放課後子供教室を引き続き実施します。
- ⑤ 教育委員会と子育て支援課が放課後子ども教室及び放課後児童クラブとして活用可能な小学校の教室等の情報共有を図ります。

「放課後児童クラブ」の計画期間における目標値		
<p><事業解説> 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業。</p>		
施設数	(実績)	(目標)
	平成25年度	平成31年度
	11か所	15か所

「放課後子ども教室（チャレンジ教室・土曜教室）」の計画期間における目標値		
<p><事業解説> 放課後等に地域住民等の参画を得て、全ての児童を対象に学習や体験・交流活動などを行う事業。</p>		
登録者数	(実績)	(目標)
	平成25年度	平成31年度
	634人	800人

児童館の設置及び活動内容の充実

- ① 乳幼児から中学生までが利用しやすく、地域のお年寄りを含めた3世代が交流できる開放的な空間の実現に向け、活動内容の充実を図ります。
- ② 子どもとふれあう時間が少なく、乳幼児との接し方がわからない父親のために、親子の遊びの場を提供するなど、育児支援を行います。
- ③ 児童館まつりや館内外行事など、特色ある児童館づくりをめざします。

児童ふれあい交流促進事業の実施

- ① 児童館において、親子クッキング、赤ちゃん出会いふれあい交流、絵本の読み聞かせなどを行います。

公民館等を活用した放課後や休日の子どもの居場所づくり

- ① 放課後や休日に子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、勉強やささまざまな体験活動、交流活動等を実施することにより、心豊かで健やかに育む環境づくりを推進します。

世代間交流事業の推進

- ① 市内の地区公民館での地域の高齢者、成人、子どもの3世代が共に学ぶことができる内容の体験活動を実施します。

⑤ 少子化社会への対応

【現状と課題】

少子化の進行は、由布市の活力低下や子どもどうしの交流機会の減少による社会性の後退など、子ども自身の健やかな成長に少なからず影響を及ぼすと考えられます。現状では、地域の利便性の格差や産業構造の変化による労働力の流失、担い手の不足等が大きな課題となっています。

また、核家族化と両親の就労等により、日中保護者のいない家庭が増えています。活力あるまちをつくるには、若い世代が家庭を築き、次世代を担う子どもたちを安心して生み育てられる条件整備と、子どもが心身ともに健やかに力強く成長することができる社会環境を築いていくことが重要となってきます。

由布市の人口推移をみると、平成17年から8年間で931人減少しています。年齢階層別では、一番減少の大きい50歳代が約1,500人の減、就学や就職を市外・県外に求める20歳代の若者も約900人と大幅に減少しています。一方、高齢者を除く増加している世代では35歳から44歳までの人口が約400人増えており、その子育て世代の年代と連動する0歳から4歳までの子どもたちも若干増えています。また、地域別の年少人口比率では、平成25年度の全国平均13.2%に対して、挾間地域では15.9%、庄内地域では8.5%、湯布院地域では11.2%、由布市全体で12.7%となっています。人口の増加傾向にある挾間地域と庄内地域では年々差が大きくなっており、今後、次世代につながる子育て支援施策として、地域の特性や実情に応じた子育て支援施策の展開が必要となります。

【 具体的施策 】

全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくり

- ① 日中、保護者のいない家庭には、継続的・安定的な保育所の利用や就学後の放課後児童クラブ等、子どもの居場所づくりの充実を図ります。一方、家庭で保育している家庭には、地域子育て支援拠点事業の充実や平成27年度から始まる新制度の中で国が推進する「幼保連携型認定こども園」を視野に入れて、全ての子どもが享受できる幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する仕組みづくりを行います。

きめ細やかな子育て支援事業の推進

- ① 幼児期からきめ細やかな子ども・子育て支援を推進することで、子育て世代が由布市に定住し、安心して生み育てられ、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるまちの実現に向けて引き続き環境整備を図り、子育て世代の人口減少や少子化に有効な施策を展開します。
- ② 地域における多様な支援や施設、事業等を紹介し、適切なサービスに結び付けるシステムとして子育てコーディネーターを養成し、利用者支援・相談の受け皿や地域の課題や必要な社会資源の開発等に取り組める仕組みを構築します。
- ③ 地域の人口や特性、子育て世代の多様なニーズを勘案し、定住施策や産業振興施策などの他の施策と並行しながら、地域の実情に応じた子育て支援施策を展開します。

次世代を反映した支援の取組

- ① 本事業計画の推進と10年間延長した次世代育成支援対策推進法に基づく施策の進捗管理を十分に行い、次世代に向けた子育て支援施策を展開します。
- ② 現在、取組を進めている子育て支援施策をさらに充実させ、一人でも多くの子育て世代が“住み良いまち”を実感でき、次世代につながる仕組みづくりを推進します。
- ③ 婚活から結婚・出産・育児・子育てまで、「切れ目のない支援」や子育てと仕事の両立支援など、幅広い施策を展開します。

2

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

① 子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

現在、由布市では母子保健事業として、乳幼児健康診査、育児相談、家庭訪問等を行っています。育児相談会は、毎月実施し、電話相談は随時実施しています。また、生後4ヵ月までのお子さんがある家庭に家庭訪問を実施していくなど支援体制の整備を図りました。しかしながら、アンケート調査の結果から、各種相談事業を知らないと回答した人が5割程度いることから、サービス内容の普及・啓発にこれまで以上に取り組んでいくことが必要です。妊娠中から安心して過ごせるよう、妊産婦に対する相談事業を行っています。育児不安の軽減に成果をあげており、ハイリスクなケースに対しては、早期から育児支援を開始することができています。

妊婦健康診査は、母子の健康を守るために、必要な健診であることから、受診勧奨に一層努める必要があります。こうした中、平成21年度から妊婦健康診査の公費負担を5回から14回に増やし、安全・安心な出産へつながることが期待されています。乳幼児健康診査では、集団健診及び個別健診を実施しており、受診者の8割以上の方が子どもの成長や子育てに安心感・満足感を得ています。

【具体的施策】

妊婦の健康診査の確保・増進

- ① 安全・安心な出産のため、妊婦健診の受診勧奨に努めます。
- ② マタニティマークの周知を図り、妊婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止等、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。



子育て支援ネットワークの充実

- ① 行政、地域、医療機関、療育機関、保育所、幼稚園などの関係機関とのネットワークを形成し、保健・医療・福祉が一体となって、子育て家庭に対するきめ細やかな情報提供やサービスを実施します。

育児不安軽減のための支援の充実

- ① 子どもや母親の健康を確保し、育児に対する正しい知識の普及や、相談ができる「育児相談」「栄養相談」「子育て電話相談」などの機会を提供し、必要に応じて家庭訪問を実施します。
- ② 産婦人科医、小児科医、保健師が連携し、妊婦が妊娠中から産後早期に育児に対しての不安を相談できる体制の周知・活用を図り、育児不安の軽減を図ります。
- ③ 子どもの発達や育児不安に対し、専門家による相談会を実施し、母親の育児不安の軽減及び乳幼児の早期療育に取り組みます。
- ④ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、子どもの成長発達の確認を行うとともに、子育てに関する情報提供、育児相談を行う、「こんにちは赤ちゃん事業」を実施します。
- ⑤ 人口の規模に応じた保健師数の雇用に努め、保健活動の充実を図ります。

乳幼児健康診査及び予防接種体制の整備

- ① すべての乳幼児が健診及び予防接種を受診・接種できるように、また安心感の得られる健診をより一層めざします。

かかりつけ医の普及・啓発

- ① かかりつけ医の確保のための支援とかかりつけ医を持つことの必要性について啓発します。

子ども医療費の助成

- ① 由布市では中学3年まで、子ども医療費の助成を拡大し、経済的負担を軽減しています。

不妊治療等の助成

- ① 不妊治療を受けている夫婦に治療費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、相談体制の充実と予防のための知識の普及を行います。

未熟児医療費・育成医療費の助成

- ① 児童福祉法第4条第2項に規定する障がいのある児童について、指定医療機関で身体の障がいを軽くしたり、回復させたりする治療を行う場合に、治療費を助成します。

母子健康手帳の交付

- ① 交付時から保健師が携わることで、妊婦への支援をより充実します。
- ② 母性・父性意識の向上を促し、母子の健康管理や父親の育児参加の重要性について啓発します。



② 「食育」の推進

【現状と課題】

子どもの健全育成の観点から、食の重要性が見直されてきており、平成16年6月に閣議決定された少子化社会対策大綱において、食育の普及を図ることが明記され、平成17年6月に食育基本法が成立しました。食育基本法では、「食育」は次のように位置付けられています。

「食育」とは・・・

生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。

近年、社会環境や生活様式の変化により、朝食欠食等の食習慣の乱れや心と身体の健康問題が広がってきています。このような問題について、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るために、乳幼児期から発達段階に応じて食を営む力を培う取組が必要です。

【具体的施策】

食事の楽しさ・大切さの普及、啓発活動の充実

- ① 乳幼児健診や育児相談において、栄養バランスや食事リズムの大切さを学ぶ機会を充実し、正しい食習慣の定着を図ります。
- ② 保育所や幼稚園生活を通して、幼児期から食に対して正しい知識を身につけることができる場を提供するほか、保護者を対象に調理教室、試食会を実施します。
また、地域子育て支援拠点施設等において、地域の乳幼児をもつ親子を対象に栄養士による離乳食教室等を実施します。

- ③ 保育所や幼稚園では、食物アレルギーの児童に対する除去食・代替食を実施し、指導・助言を行うとともに情報提供に努めます。
- ④ 由布いきいきプラン「食育推進基本計画一食生活の現状と取組」の分野における事業を推進します。

③ 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

全国的に未成年者の性体験率等は上昇しており、人工妊娠中絶や性感染症の増加がみられます。また、喫煙・飲酒、薬物乱用、過剰なダイエット等による健康への影響だけでなく、不登校、ひきこもりなど心の問題も深刻化、社会問題化しています。

由布市では、思春期の保健対策の一つとして、たばこやアルコール、薬物等の害から体を守り、健康な生活を送ることができるよう、市内の中学校で、学年の実態に応じて飲酒、喫煙、薬物等防止に関するの授業を開催しています。インターネットや雑誌など多くの情報が氾濫している中で、誤った情報や知識に振り回されず、思春期の子ども自身が命、性、体、心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。そのためには、カウンセリングや相談体制の充実、知識の啓発を図るほか、青少年を取り巻く環境の浄化に努めるなど、学校、PTA、地域住民、行政が一体となり施策を展開していく必要があります。

【具体的施策】

喫煙・アルコール・薬物等の防止教室の実施

- ① 体に及ぼす害について、正しい知識の普及と将来においての意思決定力を養うため、警察署や保健所との連携による喫煙・アルコール・薬物等の防止教室を小・中学校において実施します。

保健教育の推進

- ① 思春期にかけて、妊娠に関することや性感染症の問題など、各年齢に応じた保健教育・性教育を実施します。

④ 小児医療の充実

【現状と課題】

安心して子どもを生み健やかに育てることが出来るような環境を整えるためには、小児医療の充実を図ることが大切です。子どもの健康の維持管理には、日頃からすぐに診てくれる、「かかりつけ医」の存在が重要です。アンケート調査では、市内の子育て家庭の9割がかかりつけ医がいると回答していることから、日常の医療体制はほぼ整っていると考えられます。しかし、深夜（23時以降）については診療体制が確立していません。アンケート調査でも、緊急時に医療機関が見つからず困ったという回答があり、今後は深夜についても十分な医療が受けられ、安心して子育てができるよう医療体制の整備に向け検討します。

【具体的施策】

休日・夜間の診療体制の整備

- ① 休日・夜間の子どもの急病に対し、小児科医による「休日当番医」や「夜間こども診療」により、安心して子育てすることのできる医療体制づくりを推進します。
- ② 看護師等が休日・夜間に、子どもの病気に関する電話相談に応じ、応急処置についての助言や、対応可能な最寄の小児医療機関等の紹介をする「大分県こども救急電話相談事業」について周知を図り、保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

事故防止意識向上のための機会の充実

- ① 市報等で、乳幼児の事故予防のポイントや家庭での危険箇所のチェックリストなどを周知・啓発し、事故の防止を図ります。

3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次世代の親の育成

【現状と課題】

将来親になる世代に対して、子育ての意義や親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などについて理解を深める教育が求められています。赤ちゃんとふれあう機会がないまま親になる人が増えているという現状から、子どもを生き育てることの大切さ、生命の大切さを学ぶ環境づくりが必要です。

各学校において、家庭科を中心に「家族の協力」「家族とのふれあい」等の大切さについて、道徳では「生命の尊さ」や「自他の生命を尊重すること」について学習します。「命の教育」が重要視されており、より積極的に子どもを生き育てることの意義や確かな職業観についての学習を教育課程に位置づける必要があります。

【具体的施策】

子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進

- ① 児童生徒が子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもの命の大切さを理解できるようにするために学校の家庭科や保健・体育などの教科学習や、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、家族の意義や家庭に対する情意面の醸成に資する学習活動に取り組みます。

中学生等が乳幼児とふれあう機会の拡充

- ① 公立中学校で行う職場体験学習などを通し、子育ての意義や大切さを理解できるような学校と地域にある保育所や幼稚園の乳幼児とのふれあい交流を深めます。

若年者の不安定な就労（フリーター）増加等に対する進路指導の充実を図るための職業意識の啓発や職業体験などの実施

- ① 総合的な学習の時間を活用して、職場体験学習等を実施し、実際に働いている人々の生き方にふれる場を設け、社会における大人の責任や役割等から、自分が大人・親になった時の姿を意識できるようにします。
- ② 各学校において、生き方について色々な人々の体験を児童生徒に聞かせ、生きていく大切さを学ぶ機会をつくります。

② 子どもに生きる力を育む学校（園）づくりの推進

【現状と課題】

由布市では、子どもに「生きる力」をはぐくむために、「生きる力をはぐくむ幼稚園・学校教育の充実」という指導方針を策定しています。自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった生きる力を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。そのため、教育内容の充実や指導方法の工夫など、特色を活かした学校（園）づくりを推進する必要があります。

【具体的施策】

開かれた学校（園）づくり

- ① 学校（園）の教育活動及び学習・生活面に関する子どもの現状を積極的に情報提供するとともに、「おおいた教育の日」を含め、定期的な学校公開を行います。
- ② 地域協育担当者を中心に、地域人材を積極的に活用した授業を推進します。

子どもや地域の実情や教育課題を踏まえた特色ある学校づくり

- ① 市の共通課題や学校独自課題をもとに学校ごとに重点目標や重点的取組を設定します。

たくましい心身と体力の向上

- ① 体育の時間や休み時間を利用して、日常的に身体を動かすことで、心身の健康の重要性を理解させるとともに、体力の向上を図ります。
- ② 指導法の工夫改善を通して、体育学習の充実を図ります。また、児童会・生徒会活動と連動した体力向上のための一校一実践に取り組みます。

幼稚園・保育所・小学校の連携

- ① 子どもの豊かな発達を育み、幼稚園教育から小学校教育へ円滑に移行できるような推進体制の充実を図ります。また、各幼稚園の園児が入学する小学校と連携を図り、子どもの成長発達にふさわしい教育内容についての研修や理解を深めます。
小1プロブレム対策の一環として、5歳児健診を充実するため、保育所・幼稚園・小学校の連携を強化します。
- ② 隣接している保育所や幼稚園、放課後児童クラブと連携し、子どもに適切な保育環境の整備等に努めます。

幼稚園教諭等の資質向上

- ① 園内研修会、ブロック研修会、研究主任会などを実施し、豊かな心情・意欲・態度が身につく幼児教育の充実に努めるとともに、教職員の資質の向上を図ります。
- ② 特別支援教育については、大分県教育委員会及び由布市教育委員会主催の研修会、専門チームによる相談会等に参加し、発達障がいについての理解を深め、支援の方法等の研修を推進します。

地域との連携

- ① 保育所や幼稚園に通っていない地域の親子に園庭を開放し、あそびの場の提供や幼稚園児との交流を図ります。
- ② 福祉施設への訪問や、あそび体験等を通じた高齢者との交流の機会を設け、希薄になりつつある地域での世代間交流を実施します。
- ③ 幼稚園児と地域の子どもたちが交流するために、夏祭りや運動会などの参加の機会を設け、ふれあいの場の提供を行います。

保育に伴う経済的負担の軽減

- ① 園児の保護者に対して、所得状況等に応じて保育料の軽減を行います。

③ 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たします。そこで、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備する必要があります。

また、子どもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していくとともに、子ども自身の意見が尊重され、権利が保障される社会環境の整備に努めるとともに、豊かな人権感覚を備えた社会人の育成に取り組むことが必要です。

由布市では、人権教育の推進及び啓発・相談などの人権意識の高揚や人権問題の解決を図るなど、人権が尊重されるまちづくりに取り組むため、「由布市人権教育・啓発基本計画」を策定しています。

【具体的施策】

小・中学校における家庭学習の充実

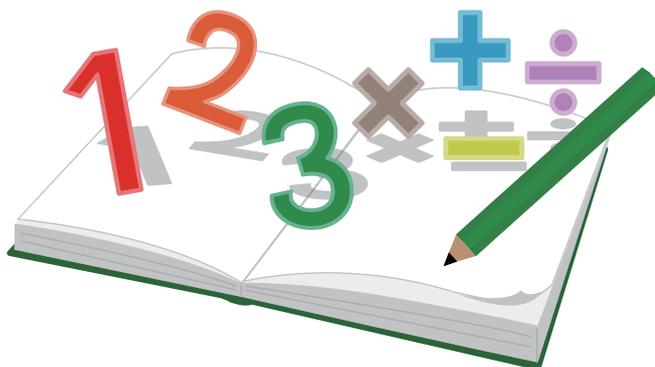
- ① 家庭学習の充実がさらに必要となっている中、家庭学習習慣の確立と小中学校が連携した家庭学習内容の精選等、学校と家庭が一体となって取り組めるように支援します。

地域の教育力の向上

- ① 地域住民や関係機関等の協力によって豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるとともに世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ環境の整備を図り、地域の教育力の向上を目指します。
- ② 次世代育成・教育支援の一環として、地域の力を活用した体験活動や学びの教室を行う放課後チャレンジ教室「ゆふの寺子屋」をすべての小学校区で行います。

みんなで進める人権教育・啓発

- ① 地域の子どもを含めたすべての人々の人権が尊重される社会を実現するために、あらゆる人々が、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・職場などの機会を通じて、人権・同和教育を享受できるよう取組を進めるとともに啓発の推進を行います。
- ② 保育所や幼稚園においては、一人ひとりの理解を深め、自然体験や社会体験等、豊かな体験活動を通し、幼児の主体的な活動を確保するとともに、集団との関わりの中で人との違いに気付くことや生命を尊重する心等を養います。
- ③ 保育所や幼稚園の職員の研修においては、人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう体験的な研修を取り入れます。
- ④ 家庭相談員及び母子自立支援員や社会福祉施設職員などに対して、人権意識の普及・高揚が図られるよう人権教育・啓発の充実に努めます。



④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

子どもを取り巻く有害環境については、これまでの取組により街中に貼られていた有害広告物等は減少してきました。

しかし、性や暴力に関する過激な表現をしている雑誌・ビデオ・DVD等の「有害図書」、パソコン・携帯電話から簡単に得ることのできるインターネット上の「有害情報」、健康を害する「酒類・たばこ」は、依然として子どもの身近なところにあり、子どもの性的な逸脱行為、非行、犯罪を助長するなど健全な成長を阻害する要因となっています。そこで、家庭、学校、地域社会はもとより、関係事業者、青少年にかかわる各種団体、警察等の関係機関、行政がさらに緊密な連携を図りながら、子どもが健全に育つ環境の整備を行っていくことが必要です。

【具体的施策】

有害図書等の区分陳列及び表示図書等の自主規制の推進

- ① 書店・ビデオ店等へ有害図書等の区分陳列と表示図書等の自主規制を要請し、子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図ります。

携帯電話・インターネットによる有害情報へのアクセス防止

- ① 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、各学校や警察署と連携し、有害情報へのアクセス防止のための研修会（フィルタリング機能やインターネットの利用方法等）を開催し、児童生徒、保護者への啓発を推進します。

酒類・たばこ等関係業者への販売にかかわる整備

- ① 各学校や警察署と連携し、酒類・たばこの販売事業者へ自動販売機に関する自主規制の啓発を行います。

⑤ 不登校等児童生徒に対する取組の充実

【現状と課題】

不登校や引きこもりの増加など、児童生徒や家庭をめぐるさまざまな問題が発生し、社会問題となっています。その背景には、同世代を含めた人間関係の希薄化やコミュニケーションの不足などがあげられます。そこで、親子のふれあい、さまざまな人との出会いなどの機会を設けることが必要です。

不登校の起因として、学力不振や学校生活における人間関係をめぐる問題、集団不適應、基本的な生活習慣の乱れ等の家庭生活に係る問題等があげられます。不登校の状態として、「無気力型」「遊び非行型」の割合の増加がみられます。

由布市では、取り組むべき課題として、不登校問題の解消をあげています。取組の柱として、不登校を生み出さない学校づくりのための校内の指導・支援体制づくりの充実や不登校の早期発見・早期対応の充実および自立支援センター「コスモス」での支援を通じた不登校児童生徒の学校復帰並びに社会的な自立に向けた支援の充実をあげています。

【具体的施策】

校内の指導・支援体制づくりの充実

- ① 自立支援担当者会議、小学校生活指導主任会、中学校生徒指導主事会、県配置のスクールカウンセラーとの連絡会議を開催し、校内の指導・支援体制づくりの充実に向けた研修会を実施します。

不登校児童生徒の未然防止・初期対応

- ① 不登校の未然防止および早期発見・早期対応を目的とした研修会や校種間の連携と充実を図ります。

不登校児童生徒への支援

- ① 自立支援担当者会議等を開催し、学校ごとの実践状況を情報交換し、効果的な支援方法についての理解を深め、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。
- ② 小中学校に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携し、効果的な支援の充実を図ります。

- ③ 由布市教育支援センター「コスモス」を通じて、不登校児童生徒に集団生活への適応指導を行い、学校生活への復帰を支援します。



4 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質・良好な居住環境と道路交通環境の整備

【現状と課題】

市営住宅は、低廉な家賃での住宅提供を趣旨とするため、民間住宅と比べ入居者のライフスタイルに応じた住み替え等が少なく、入居世帯での子どもの誕生、成長、独立等による世帯構成の変化により、入居者のニーズに合わなくなった間取りの部屋に継続して入居している事例が見られます。

これを解消し、若い世代の子育てを支援するためにも、市営住宅の建替えに際しては多様な間取りの部屋を設計するとともに、世帯構成の変化に対応できる間取りを検討する必要があります。また、子どもに対する、交通安全の確保として、教育施設付近の主要な市道において、計画的な歩道整備の必要があります。

【具体的施策】

良質な市営住宅の確保と子育てバリアフリーの推進

- ① 安心して子育てができる居住環境を確保するため、市営住宅の建替えに際しては、子育てバリアフリーを推進し、広い間取りの部屋の確保や世帯構成に応じた間取りのタイプが選択できるように検討します。

子ども連れで安全・安心に通行することができる道路環境の整備の推進

- ① ベビーカーや、手をつないだ親子が安全に通行することができるように、歩道空間の充実を図ります。
- ② 交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を推進します。

教育施設周辺の安全対策の推進

- ① 幼稚園や保育所等の教育・保育施設付近の主要な市道において、歩道整備やバリアフリー化を実施します。

② 安全・安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

最近子ども達が、外で遊ぶことが少なくなっています。少子化はもちろんですが、路地や広場など遊び場の減少も要因の一つと考えられます。アンケート調査結果(自由意見)では、「子どもが安心して遊べる場所が少ない」という意見がありました。子どもが安心して楽しく遊べる場所の確保と、世代間がふれあえる機能をもった場所を増やすことが重要な課題です。

【具体的施策】

安心して安全に遊べる公園の整備

- ① 多目的に利用できる公園整備の検討を行います。
- ② 古い公園のリニューアルにあたり、バリアフリー化、トイレの改修、遊具の改修等の整備を行います。
- ③ 市民参加による公園づくりや維持管理の施策の検討を行います。



5 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

【現状と課題】

子育て世代の多くは、仕事も家庭も大切にしたいと考えています。また共働きが増加する中、夫婦がともに仕事と育児ができる職場環境は男女共通のニーズとなっています。

これまで、働きやすい環境も整備されつつ、各種の休業制度などの仕組みが整い、多様な働き方の選択ができるようになってきています。

しかし、各種の制度が整っていても、企業等では職場優先の意識が強く、仕事を優先せざるを得ないなど、子育てをしたくても実際には、育児休業は取りにくい環境にあり、父親が子育てに参加しにくいのが現状です。そのため、仕事と子育ての両立のための負担感の軽減や、仕事と家庭のバランスのとれた働き方の実現が求められています。

そこで、事業主、就労者に対し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や働きながら子育てしやすい職場環境の整備を推進する必要があります。

【具体的施策】

固定的な性別役割分担意識の是正と、男女共同参画社会の実現にむけての広報・啓発

- ① 男女共同参画の普及を図るために、NPO、各種団体、県等と協働しながら、市民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。

また、男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等について分かりやすい広報・啓発を行います。

父親が参加できる子育て教室の実施

- ① 父親が子育てに参加するきっかけになる親子イベント開催や父親教室等を通じた子育て参加への意識啓発を推進します。

支え合える家庭づくりの推進

- ① 生活の拠点である家庭で、男は仕事、女は家事という役割意識を変えるとともに、家庭における子どもの役割分担や地域の一人暮らしのお年寄りなどの状況について話し合い、「支え合って」生きていることを団らんの中で学べる家庭づくりを進めます。

② 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

急速な少子高齢化に伴い、稼働人口が減少している現状に対応するため、女性の労働力は必要不可欠な原動力となっており、女性の仕事と家庭の両立は進みつつあります。一方、男性の場合は、企業等においては職場最優先の意識風土が根強く、育児休業が取りづらい環境があり、両立希望の妨げになっています。

このため、職場・家庭など地域社会のさまざまな場面における男女共同参画について理解を深め、関心を持ってもらうこと、多様な働き方に合わせた保育所等の整備に加え、働く男女がともに育児休業が取得しやすい職場づくり、安心して仕事と子育てが両立できるような環境づくりの推進等、事業者・就労者両面からの意識改革が必要となります。

由布市では、男女がともに一人ひとりの個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるまちづくりの実現をめざしています。子育て支援や少子高齢社会に対応するため、男女各層の幅広い市民が学習及び交流を行うことが求められます。

【具体的施策】

ファミリーサポートセンターの充実

- ① 仕事と育児を両立させるための支援を充実し、安心して働く環境をつくるため、育児の援助を行いたい者と受けたい者が会員登録し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

男女共同参画の推進による、仕事と子育てが両立できる環境整備の促進

- ① 職場での男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、市民や事業所等に役割分担意識の解消や働き方の見直しを進めるための意識啓発を通じ、気運づくりを進めます。男女が共にやりがいや充実感を感じながら働く一方で、家庭や地域における生活を大切にできるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児介護休業制度等の活用について普及を進めるとともに、企業等に対する啓発に努めます。

啓発・広報活動の充実

- ① 企業に対して、「次世代育成支援対策推進法」をはじめ、「育児・介護休業法」、「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」、「最低賃金法」、「子ども子育て3法」等の各種法制度の広報・周知を行います。
- ② 市民に対しても、育児休業の取得など各種法制度の広報・啓発を行います。



6 子ども等の安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

子どもを交通事故から守るため、各校区に交通安全指導員を配置し、登校(園)時の交通安全指導を実施していますが、各校区における指導員の適正配置が課題となっています。保育所、幼稚園、小学校で、子どもの発達段階に応じた交通安全教室を開催し、交通ルールやマナー等交通安全意識の習得に努めています。

【具体的施策】

児童・園児の登校(園)時の交通安全の確保

- ① 交通安全指導員が登校(園)時の交通安全指導を行い、児童・園児を交通事故から守ります。

交通安全教室の開催

- ① 小学校、幼稚園等で、移動交通安全教室や自転車安全教室を開催して交通安全意識を高め、子どもを交通事故から守ります。

通学路の点検

- ① 幼稚園、保育所、小学校、中学校では、PTAや自治区等と協力して通学路の点検を実施し、子どもの安全確保を図ります。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

急速な都市化・核家族化の進展等により子どもを取り巻く社会環境も変化し、子どもを狙った犯罪が全国的に年々増加しています。13歳未満の子どもが連れ去られる略取・誘拐事件が26年11月末時点で2005年以来9年ぶりに100件に達しました（警視庁調べ）。前年同時点より13件増加しており、特に下校時間での被害が最多となっています。

由布市でも、児童生徒等の登下校等における変質者、不審者による被害が報告されています。また、青少年の規範意識の低下により、自ら非行に走ったり、被害に遭ったりするケースがみられます。

そこで、担当する警察署を中心とした防犯ネットワークを構築し、情報交換をしながら犯罪の未然防止、早期対応を図り、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進することが必要です。また、「開かれた学校」を推進するために、学校を外部から遮断するようなシステムではなく、地域とともに育つ学校安全のあり方が必要となってきます。

【具体的施策】

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ① 子ども同士のつながりを深め、豊かな心を育てるため、道徳の時間等における指導の充実を図ります。
- ② 学校安全危機管理への取組として、緊急避難訓練（火災・地震・不審者の侵入を想定）を実施します。
- ③ 不審者や変質者による犯罪が多発している現状を考慮し、新入学児童に防犯ブザーを配布して、犯罪を未然に防ぎ安全の確保を図ります。
- ④ 不審者等に対応するため、各学校において防犯訓練や登下校指導等を実施するとともに、子どもの安全を守るワークショップ（CAPプログラム）を実施し、子ども自身の持つ危険回避能力を高めます。
- ⑤ 学校評議員会制度等を活用し、地域の民生委員・児童委員などと連携した「開かれた学校」としての体制づくりに努めます。

警察署を核にした防犯ネットワークづくり

- ① 小学校・警察署セーフティネットワーク会議を活用し、不審者、変質者についての情報収集・情報提供を行うとともに、パトロールなどを実施して、児童生徒の登下校等の安全確保に努めます。
- ② 学校と警察署が連携して、防犯教室を実施します。

③ 児童生徒の安全の確保

【現状と課題】

学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の住民にとって災害発生時の避難所となり、防災拠点としても重要な役割を担うなど安全性の確保は極めて重要です。

将来、発生が危惧されている大規模地震に備え、耐震性が低いとされている昭和56年以前の建物の耐震化を推進していくため、公立小・中学校の耐震化推進計画を策定しています。

【具体的施策】

学校の耐震補強事業

- ① 公立幼稚園、小学校、中学校の耐震補強工事を行い、子どもの安全を確保します。
- ② 屋内運動場の耐震補強を行い、子どもの安全及び避難場所を確保します。

AEDの設置

- ① 由布市では、市内すべての小学校、中学校にAED（自動体外式除細動器）を設置しています。今後はAEDの使用を含め、救急措置の講習会を開催し、児童生徒の安全を図ります。

7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

① 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みです。こうした子育ての喜びや生きがいは、家庭や地域社会の人々との交流や支え合いがあつてこそ、実感できるものです。

しかしながら、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、わが子を自らの手で育てたいと思っているにもかかわらず、子どもとどのようにかかわっていけばよいか分からず悩み、孤立感を募らせ、情緒が不安定になっている親も増えています。こうした状況が虐待につながる要因にもなっています。児童虐待は起きてはならないことであり、その要因や兆候を早期に発見し対応することが求められますが、家庭の中に踏み込むことは難しく、発見や通報が十分に行われていないのが現状です。

【具体的施策】

児童虐待防止ネットワークの充実

- ① 核家族化が進み、子育ての悩みを抱える母親の不安が増加するなか、各関係機関の連携を強化することで、児童虐待を未然に防止できるよう対策に努めます。

相談活動の充実

- ① 出産・育児全般の相談を受ける窓口として、家庭相談員を配置し、児童虐待の予防に向けた活動の充実をめざします。また、重篤な事業等必要に応じて総合相談窓口との連携を図ります。

広報などによる情報提供

- ① 毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市報等で広報活動を行います。
- ② 早期発見により子どもを虐待から守るため、通報・相談・連絡などの窓口（連絡先）を市報等に掲載します。

学校教育における児童虐待防止への取組

- ① 児童虐待防止に対する教職員の意識の向上および連携強化を図り、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。
- ② 子育て支援課や関係部署との情報の共有に努めます。

保健指導や健診による虐待予防・早期発見の取組

- ① 母子手帳交付時や健診、家庭訪問にてリスクの高い事例を把握し、随時対応していきます。必要に応じて、産科・小児科・精神科等の医療機関と連携することにより、虐待の予防や早期発見のための体制を整備します。



② ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

離婚や未婚での出産が増加することに伴い、ひとり親の家庭も年々増加しています。このことは、由布市のひとり親家庭等に対する経済的支援である児童扶養手当の受給者数が、平成25年度は320人近くまで伸びていることからもうかがえます。

このようなひとり親家庭等の場合、就労経験が少なかったり、就労が中断していることに加え、事業主側のひとり親家庭等に対する理解不足等により、その就職・再就職には困難を伴うことが多く見受けられます。

こうした中、ひとり親家庭等の自立を図るために、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、ひとり親家庭等への適切な助言および情報提供を行い、就業支援策（職業能力開発のための助成等）や、働きやすい環境を作るための子育て支援策（保育等の充実、子育て短期支援事業等）、ひとり親家庭等の生活の安定を図るための経済的支援策（児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成）などの充実を図ることがこれまで以上に求められます。今後とも、相談機能の向上を図り、きめ細やかな指導・援助に努めるとともに、関係団体との連携を強化し、自立を助け安心して生活できるような支援の充実に努める必要があります。

【具体的施策】

子育て短期支援事業の実施

- ① 働く母親等の急病などの理由により、一時的に児童を養育することが困難な際の受け入れ施設を確保します。

経済的支援の実施

- ① 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成および福祉資金の貸付による経済的な支援を実施し、情報提供の充実を図ります。

自立に向けた支援の充実

- ① 児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子自立支援員を配置し、相談、情報の提供などの支援を充実します。
- ② 自立支援教育訓練給付金および高等技能訓練促進費等を支給することにより、就業に有利な技能・資格取得の機会を増やし、自立の促進を図ります。
- ③ ひとり親家庭等の自立に向けて、ハローワークと連携を図り、就労支援を行います。

③ 障がい児施策の充実

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等が共に社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりをめざしています。

障がいのある子どもとふれあい、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが必要です。

また、障がいのある子どもをもつ家庭に対しては、経済的な支援を充実するとともに、きめ細やかな生活支援や療育支援がこれまで以上に求められます。

すべての子どもが生きがいのある生活を送れるよう、一人ひとりに応じた適切な療育や教育を充実し、社会参加や自立ができるような施策を推進します。

【具体的施策】

在宅の障がい児支援サービスの充実

- ① 通所による施設での集団生活への適応訓練を行うことで、障がい児の自立と社会参加を促進します。
- ② 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を福祉施設に受け入れることで、児童および保護者への支援を行います。

自立と社会参加の促進

- ① 在宅の知的障がい児や保護者が、交流や研修をすることで、積極的な社会参加の促進を図ります。

日中一時支援事業の実施

- ① 長期休暇中等の保護者の過重な養育にかかる負担を軽減するとともに、特別支援学校等に通う障がい児に対し障がい福祉サービス事業所において日中の活動の場を提供します。
 - ◆放課後デイサービス・・・特別支援学校等の放課後における日常生活活動等の指導を行います。
 - ◆ショートステイ・・・保護者の負担軽減や突発的な事情に対応するため、日中における支援を行います。

経済的支援の実施

- ① 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、育成医療費の支給など、障がい児の福祉の増進に向け経済的な支援を実施します。

就学指導の充実

- ① 障がいのある子どもたちの就園・就学や家庭での教育に関する指導および相談を実施します。また、就学後も日常的にその子にとってより良い教育環境となるよう校内適正就学指導委員会を開催します。

障がい児保育の充実

- ① 障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を保育所で柔軟に受け入れます。

ノーマライゼーション (Normalization) とは・・・？

「高齢者も障がい者も子どもも女性も男性もすべての人々が、人種や年齢、身体的条件に関わりなく、自分らしく生きたいところで生き、したい仕事や社会参加ができる、そうしたチャンスを平等に与えられる」「みんなが一緒に”暮らせる社会が“当たり前”だとする考え方をいいます。

ユニバーサルイベントの基本理念であるノーマライゼーション理念は、まず1959年にデンマークで、障がいのある人もない人も“誰もが一緒に”という考え方が法制化され、福祉の考え方に大きな影響を与えたことに始まります。

その後、この考え方はスウェーデンで「すべての知的発達障がい者の日常生活を、普通に生活している一般市民の生活や条件・環境に近づけること」として発達し、イギリスではコミュニティーケアの流れにつながり「精神障がい者を施設へ隔離してしまうことはその人たちの基本的人権を奪うことになる」という視点に立って、施設への隔離からの解放運動が起こりました。

アメリカでは1960年代の公民権運動で人種差別、女性差別撤廃の運動が起こり、そして、その動きは1990年のADA（障がいのあるアメリカ人法）の成立へとつながり、世界的に人権のグローバルスタンダードとしてノーマライゼーションの考え方が根づいてきました。

「誰でも人は等しく基本的人権がある」という1948年の世界人権宣言以来、国連は一貫して、ノーマライゼーション理念の推進を図っています。そして、そうした国連の様々な宣言や条約採択を受けて、日本も多少遅まきではありますが、女性や子ども、障がい者や高齢者への基本的人権を推進する法律を施行しています。

（1993年障がい者基本法改正、1994年ハートビル法、2000年交通バリアフリー法 等）

資料：特定非営利活動法人ユニバーサルイベント協会HP

第6章

目標事業量及び計画の 推進体制

1 目標事業量（事業レベル及び施策レベルの進捗状況）

進捗状況を評価するため、事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策レベルの進捗状況（アウトカム）も点検・評価することが求められています。利用者の視点に立った評価指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

事業レベルの数値目標

事業名	実績		見込	目標	担当課
	平成21年度	平成25年度	平成26年度	平成31年度	
児童館事業	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	
施設型給付 (認可保育所又は認定こども園)	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	
	745人	785人	805人	850人	
延長保育事業	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	
一時預かり事業（保育所）	6ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	
乳児保育促進事業	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	
障がい児保育事業 (軽度障がい児含む)	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	
放課後児童クラブ	9ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	15ヶ所	
	381人	376人	392人	425人	
ファミリー・サポート・センター事業	0ヶ所	実施	実施	実施	
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0ヶ所	実施	実施	実施	
つどいの広場事業	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	
乳児家庭全戸訪問事業	未実施	実施	実施	実施	
養育支援訪問事業	未実施	実施	実施	実施	
病児・病後児保育事業	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	
利用者支援事業	—	—	0ヶ所	2ヶ所	
妊婦健康診査	実施	実施	実施	実施	
子ども医療費	入・外就学前	入・外中3	入・外中3	入・外中3	
子育て情報提供事業	実施	実施	実施	実施	

1 目標事業量（事業レベル及び施策レベルの進捗状況）

施策レベルの評価指標と目標

「地域における子育ての支援」						
指 標		現 状	今回調査結果	目 標	担当課	
		(平成20年度)	(平成25年度)	(平成31年度)		
お母さんはゆったりとした気分で、子どもと過ごす時間がある	就学前児童保護者	60.40%	53.90%	70.0%以上	子育て支援課	
	小学生保護者	57.10%	49.90%			
子育てについて、気軽に相談できる近所の人や友人がいる	就学前児童保護者	89.80%	97.10%	100%		
	小学生保護者	86.40%	94.80%			
子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じる	就学前児童保護者	61.70%	62.30%	80.0%以上		
	小学生保護者	70.60%	64.80%			
希望した時期や時間に子育て支援サービスが利用できる	就学前児童保護者	63.50%	77.60%	80.0%以上		
	小学生保護者	43.40%	—	50.0%以上		
「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」						
妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感が十分・まあまああった	就学前児童保護者	89.10%	86.20%	90.0%以上		健康増進課
	小学生保護者	89.90%	83.40%			
乳幼児健診を受け、安心感や満足感が十分・まあまあ得られた	就学前児童保護者	88.70%	84.30%	90.0%以上		
	小学生保護者	89.30%	—			
子どものかかりつけ医がいる	就学前児童保護者	91.60%	95.30%	100%		
	小学生保護者	88.00%	93.20%			
朝食を毎日食べる	就学前児童	91.90%	88.90%	100%		
	小学生	93.20%	93.40%			
「職業生活と家庭生活との両立の推進」						
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉について、名前も内容も知っている（母親）	就学前児童保護者	4.60%	15.30%	50.0%以上	子育て支援課	
	小学生保護者	5.50%	15.80%			

2 計画の推進体制

本事業計画の諸施策を目標に向かって着実に推進していくためには、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本的認識の下に、家庭をはじめとして保育所、幼稚園、学校、企業、地域が一体となってそれぞれの役割を担い社会全体で、次世代を担う子どもやその家庭を支援していくことが不可欠です。

(1) 家庭の役割

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要です。

(2) 地域の役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

(3) 学校等の役割

教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

また、施設が地域に開かれ、地域とともにあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

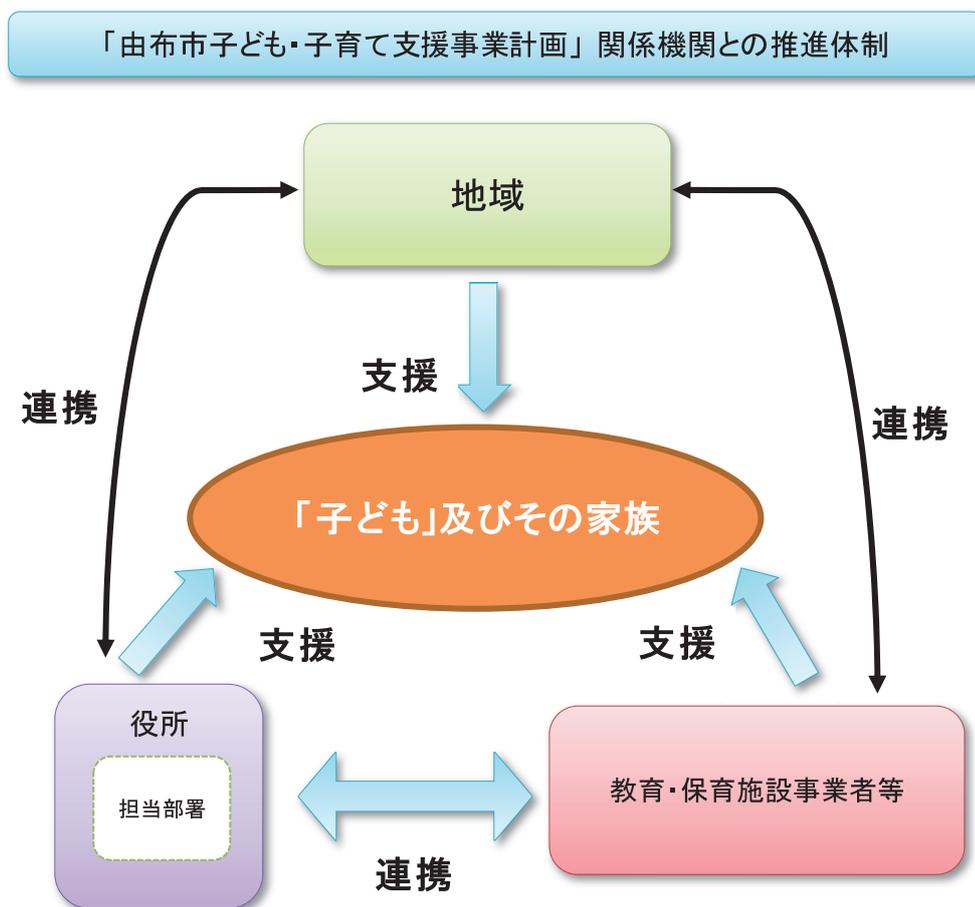
(4) 企業の役割

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

(5) 行政の役割

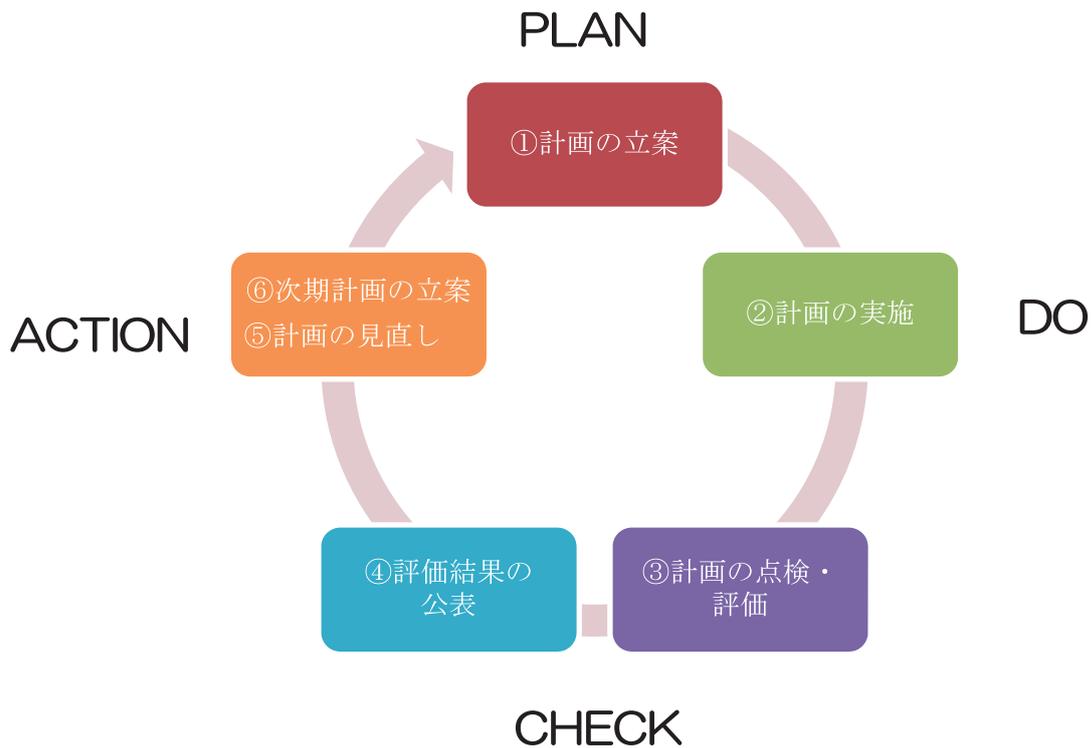
市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に掲げる子どもの育ちに関する理念及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施し、また、国及び都道府県は、市町村の取組を重層的に支える必要があります。

資料：内閣府「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」より抜粋



3 計画の点検体制

本行動計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを確立し、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検し、その進捗状況を公表するとともに、その後の実施や計画の見直し等に反映させていきます。数値目標を掲げた項目について、子育て支援課において進捗状況を把握し、管理していきます。



4 計画の周知・啓発

計画の推進にあたっては、施策の実施状況や実施にかかる費用の用途実績等について、子ども・子育て会議において各年度点検、評価を実施します。その際、子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援に関わる関係者及び関係機関等の意見も参考にしながら評価を実施することとし、点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料編

1 子ども・子育て会議委員名簿

由布市子ども・子育て会議委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
大分郡市医師会	地域保健委員会理事 新こどもクリニック院長	新 博行	
大分県中部保健所由布保健部	地域保健課長	中西 信代	
人権擁護委員	人権擁護委員代表	大島 喜久枝	
子育て支援センター	子育て支援センター長	佐藤 成己	
児童クラブ	ひばり児童クラブ代表	渡邊 結香	
母親クラブ	幼稚園母親クラブ代表	渡邊 早苗	
由布市民生委員児童委員協議会	主任児童委員代表	土屋 富子	
保育所	聖愛保育園園長	小森 一典	
由布市母子保健推進員	由布市母子保健推進員会長	甲下 啓子	
中学校校長会	中学校校長会会長 由布市立挾間中学校校長	橋本 洋一	
小学校校長会	小学校校長会会長 由布市立石城小学校校長	佐藤 嘉郎	
幼稚園部会	幼稚園部会部長 挾間幼稚園園長	佐伯 邦子	
小中学校保護者	由布市PTA連合会代表	高橋 義孝	
保育所保護者	あなみ保育所保護者会代表	佐藤 浩樹	
幼稚園保護者	由布市幼稚園PTA代表	津田 ひろみ	
由布市健康増進課	係 長	柴田 玲子	
由布市社会教育課	係 長	長谷川 美由紀	
由布市福祉対策課	主 査	安東 智徳	
由布市学校教育課	主 査	八川 薫	
由布市総務課	主 事	明石 剣斗	

2 子ども・子育て会議設置条例

○由布市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、由布市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

3 保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の現状

私立保育所（園）の現状

H26. 5. 1

地域	施設名	定員	開所時間	延長保育	一時預かり	障がい児保育
湯布院	すみれ保育園	130人	7:30~18:30	○	○	○
	聖愛保育園	90人	7:30~18:30	○	○	○
庄内	あなみ保育園	60人	7:00~18:00	○	○	○
	ひばり保育園	120人	7:00~18:00	○	○	○
	西庄内保育所	45人	7:00~18:00	○	○	○
挾間	はさま保育園	90人	7:00~18:00	○	○	○
	宮田保育園	150人	7:00~18:00	○	○	○
	由布川保育園	120人	7:00~18:00	○	○	○

公立幼稚園の現状

H26. 5. 1

地域	施設名	定員	開所時間	預かり保育
湯布院	由布院幼稚園	120人	8:30~14:00	○
	塚原幼稚園	20人	8:30~14:00	○
庄内	西庄内幼稚園	40人	8:30~14:00	○
	阿南幼稚園	40人	8:30~14:00	○
挾間	由布川幼稚園	120人	8:30~14:00	○
	挾間幼稚園	120人	8:30~14:00	○
	谷幼稚園	30人	8:30~14:00	なし
	石城幼稚園	20人	8:30~14:00	なし

小学校の現状

H26. 5. 1

地域	学校名	学級数	内特別 支援学級等	在籍児童者数
湯布院	湯平小学校	4	—	18
	川西小学校	5	1	27
	由布院小学校	16	2	401
	塚原小学校	5	1	27
庄内	阿南小学校	7	1	72
	大津留小学校	4	—	8
	東庄内小学校	7	1	96
	西庄内小学校	6	—	98
	阿蘇野小学校	3	—	11
挾間	石城小学校	6	1	39
	由布川小学校	19	3	416
	挾間小学校	21	3	505
	谷小学校	6	—	53

中学校の現状

H26. 5. 1

地域	学校名	学級数	内特別 支援学級等	在籍生徒総数
湯布院	湯布院中学校	10	2	228
庄内	庄内中学校	7	1	174
挾間	挾間中学校	16	2	481

4 子育てサービスの現状

一時預かり

H26.4.1現在

地域	施設名	利用日時、時間等
湯布院	すみれ保育園	7:30~18:30
	聖愛保育園	7:30~18:30
庄内	あなみ保育園	7:00~18:00
	ひばり保育園	7:00~18:00
	西庄内保育所	7:00~18:00
挾間	はさま保育園	7:00~18:00
	宮田保育園	7:00~18:00
	由布川保育園	7:00~18:00

延長保育

H26.4.1現在

地域	施設名	利用日時、時間等
湯布院	すみれ保育園	18:30~19:00
	聖愛保育園	18:30~19:00
庄内	あなみ保育園	18:00~19:00
	ひばり保育園	18:00~19:30
	西庄内保育所	18:00~19:00
挾間	はさま保育園	18:00~19:00
	宮田保育園	18:00~19:00
	由布川保育園	18:00~19:00

病児・病後児保育

H26. 4. 1現在

施設名	利用日時、時間等
大分市西の台医院 (子どもデイケアルーム)	月～金曜日：8：00～18：00 土曜日：8：00～17：00 ※日、祝日、年末年始はお休みです。

児童館

H26. 4. 1現在

地域	施設名	利用日時、時間等
庄内	ひばり児童館	8：00～19：00（月～金）
挾間	みやた児童館	8：00～19：00（月～金）

親子サークル

H26. 4. 1現在

地域	施設名	利用日時、時間等
湯布院	やまびこ（すみれ保育園内）	対象：2・3歳児 開所時間：10：00～14：00（火、木）
	ありんこひろば（すみれ保育園内）	対象：0・1歳児 開所時間：10：00～13：00（月、水）
庄内	あそぼクラブ（ひばり児童館内）	対象：子育て中の親 開所時間：10：00～15：00（月～金）
	野の花サークル（庄内庁舎）	対象：子育て中の親 開所時間：10：30～14：00（随時）
挾間	ミルクークラブ（みやた児童館内）	対象：子育て中の親 開所時間：10：30～12：00（月～金）
	ちびっこ広場（はさま未来館）	対象：子育て中の親 開所時間：9：30～11：30（金）
	さくらんぼの会（はさま未来館）	対象：双子の親子 開所時間：10：00～12：00（月1回）
	子どもルームはさま（挾間庁舎）	対象：子育て中の親 開所時間：10：00～15：00（月、火）

ファミリーサポートセンター

H26. 4. 1現在

施設名	利用日時、時間等
ファミリー・サポート・センター	援助対象児童：概ね3か月～小学校6年生まで 利用時間：7：00～20：00 （土、日、祝日、年末年始はお休みです） 問合せ先：子育て支援課 0977-84-3111

放課後児童クラブ

H26.4.1現在

地域	クラブ名	利用日時、時間等
湯布院	ゆふいん第一児童クラブ	平日時間：13：00～18：30 休業日時間：8：00～18：30
	ゆふいん第二児童クラブ	平日時間：13：00～18：30 休業日時間：8：00～18：30
	かわにし児童クラブ	平日時間：15：00～18：00 休業日時間：8：00～18：00
	塚原児童クラブ	平日時間：14：00～18：30 休業日時間：8：30～18：30
庄内	あなみ児童クラブ	平日時間：14：00～18：00 休業日時間：8：00～18：00
	ひばり児童クラブ	平日時間：8：00～19：00 休業日時間：8：00～19：00
	西庄内児童クラブ	平日時間：14：00～18：30 休業日時間：7：30～18：30
挾間	由布川児童クラブ	平日時間：14：00～18：00 休業日時間：8：30～18：00
	みやたキッズクラブ	平日時間：8：00～19：00 休業日時間：8：00～19：00
	石城児童クラブ	平日時間：14：00～18：00 休業日時間：8：30～18：00
	谷っこ児童クラブ	平日時間：13：00～18：30 休業日時間：8：00～18：30

経済的支援サービス

H26. 4. 1現在

	名称	援助内容
1	児童手当	0歳～中学校3年生までの児童を対象に手当が支給されます。
2	未熟児療育医療	療養のため指定養育医療機関に入院を必要とする未熟児に対して、医療費の助成を行っています。
3	小児慢性特定疾患医療	小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療が長期にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、医療費の助成を行っています。
4	子ども医療費	0歳～中学校3年生までの子どもの医療費（入院・通院・歯科・調剤で保険診療での自己負担負担額）を助成します。
5	自立支援医療	身体に障がいのある児童、または疾病を放置すれば将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童について、必要な医療費の助成を行っています。（一部自己負担あり） （育成医療）対象：18歳未満で身障手帳の交付を受けている児童又はそれと同程度の障がいのある児童 （精神通院医療）対象：統合失調症・躁うつ病・てんかん等で通院による精神医療を継続的に必要とする方
6	第3子以降児童の保育料無料化	認可保育所に入所している第3子以降の3歳未満児は、保育料が無料となります。 適用を受けるためには所定の申請書により申し込みが必要となります。
7	障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいがあるために日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の児童に支給される国の手当です。
8	特別児童扶養手当	身体又は精神に重度の障がいがあるために日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の児童に支給される国の手当です。
9	重度心身障害児の医療助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定等の重度心身障がい者（児）に対し医療費の一部を支給します。
10	補装具の交付・修理	日常生活を容易にするため、車椅子、装具などの補装具の購入費又は修理費の支給を行います。
11	日常生活用具の給付・貸与	在宅の重度心身障がい児の日常生活を便利にするために特殊寝台、入浴補助用具などの用具が給付又は貸与されます。
12	重度心身障がい者住宅改造助成	生活環境整備の促進を図るために住宅設備をその障がい児に適するように改造する経費を助成します。
13	児童扶養手当	父母の離婚、父又は母の死亡などにより父又は母と生計が異なる児童や父又は母に一定以上の障がいのある児童の父若しくは母又は養育者に対し、所得に応じて支給され、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。
14	ひとり親家族等医療費助成	児童を監護するひとり親家庭の親及び児童、養育者が監護する父母のいない児童の医療費の一部負担分を助成します。 ※父母については一部自己負担が必要です。
15	母子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その児童の福祉を増進するため、無利子又は低利で各種資金の貸付けを行っています。

5 アンケート調査結果の概要

(1) 自由意見欄のまとめ（就学前・小学生抜粋）

①保育所に関すること……………

【就学前児童の保護者の意見】

- ・就労に関係なく保育園で預かってもらいたい。
- ・フルタイムで働けるよう延長保育をもう少し長くしてもらいたい。
- ・日曜日や祝日も預かってもらいたい。保育所が年中利用できるとうい。
- ・認可外保育園も助成し充実してほしい。
- ・2人目の子どもの保育料を大きく減らしてほしい。
- ・保育料の滞納を児童手当で対応できないか。

【小学生の保護者の意見】

- ・保育園の延長保育を19時までにしてほしい。
- ・子どもが沢山いる家庭に対して、もっと沢山の事を優遇してほしいです。お金がかかるので、3人目の就学時前まで、保育料や幼稚園料を無料にしてほしい。
- ・保育士さんをもっと大事にしてください。安心して子どもを預ける場所がないと、2人目はいらないと思う。

②子育て支援施策に関すること……………

【就学前児童の保護者の意見】

- ・病児・病後児保育を由布市内に作ってもらいたい。保育園や近所の小児科医院に併設してほしい。
- ・病児・病後児保育の預かり時間（8時～18時）を長くしてもらいたい。定員数も増やしてもらいたい。
- ・子ども園には不安がある。個人と事業者との直接契約だと、事業者によっては区別した対応をするのではないか。今でさえもそう思うことがある。
- ・児童館がほしい。（湯布院地域）
- ・観光施設のパートなど、サービス業が多い地域では、土日祝日の預かり施設や忙しい時期や時間帯のサポートなど保育環境がもう少し充実するとありがたい。
- ・一人親家庭への支援をもっと充実させてほしい。

【小学生の保護者の意見】

- ・ 病児・病後児保育を由布市内に作ってほしい。
- ・ 出産後のボランティア（無料）支援が欲しい。
- ・ 共稼ぎ以外でも、放課後預かる施設が児童クラブ以外にもあると助かる。
- ・ 小学生の一時預かりや土曜だけ預かってくれる場所があると助かる。
- ・ ファミリー・サポート・センター利用時の利用料を軽減してほしい。
- ・ 冬は雪で出かけられない事が多く、屋内で遊んだり、学べる児童館がほしい。

③放課後児童クラブに関する事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【就学前児童の保護者の意見】

- ・ 契約が年単位となっており、可能であれば夏休み・冬休み等の長期休暇のみの利用も認めてほしい。一時預かり（一日のみ利用）の利用が出来たら大変助かる。
- ・ 仕事と家庭の両立のため放課後児童クラブの開設時間をもう少し長くしてほしい。
- ・ 4年生以降も希望者全員が入れると安心して仕事ができる。
- ・ 挟間小学校内又は近くに放課後児童クラブが欲しい。
- ・ 利用料金を一律にしてほしい。
- ・ 料金を安くしてほしい。

【小学生の保護者の意見】

- ・ 夏休みや冬休みなどの長期の休みのときだけでも利用できると、より働きやすくなる。現在は、年間を通してしか契約できない。
- ・ フルタイムで働くには、放課後児童クラブを4年生以降の対応や預かりや時間の延長もしてほしい。
- ・ 放課後児童クラブの料金が高い。
- ・ 児童クラブの指導員がいません。市で求職・求人を出示してもらえるといいと思う。

④子育て環境の整備に関する事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【就学前児童の保護者の意見】

- ・ 子どもがのびのびと遊べる公園が身近にほしい。
- ・ 障がいをもつ子どもたちが、健常児と一緒に地域で生活しやすくなる環境づくり。
- ・ ゆうバスの運行日が増えれば助かる。
- ・ 年中使えるプール等スポーツ環境を充実させてほしい。

【小学生の保護者の意見】

- ・由布市内は公園が少なすぎるので、子どもたちが安心して外で遊べる公園や施設が欲しい。
子どもたちは家でゲームばかりしている。
- ・挾間小地区は、未来館などがあり、何かと便利であるが、由布川地区はそのような施設が近くにないので、平等化してほしい。
- ・谷地区の子どもの減少を止める対策をしてほしい。
- ・トイレなど子どもがいつでも行ける場所の設備をしてほしい。
- ・図書館を充実してほしい。(湯布院地域)

⑤医療費の助成に関すること.....

【就学前児童の保護者の意見】

- ・最初から窓口での支払いが無くなるとありがたい。
- ・中学生までは医療費無料を希望する。

【小学生の保護者の意見】

- ・医療費助成を申請型ではなく窓口で500円払うだけに欲しい。
- ・小学校卒業まで医療費を無料にしてほしい。
- ・高校生までの医療費免除を行ってほしい。

⑥学校・教育に関すること.....

【就学前児童の保護者の意見】

- ・母子家庭なので幼稚園の就園援助があると助かる。
- ・3年保育の幼稚園が欲しい。
- ・幼児教育無償化について。
- ・働く親にとって、幼稚園は通わせにくい環境にあるので、預かり保育の延長や登園時間、土曜日、休みなどに利用できるよう改善してほしい。また、全ての幼稚園で預かり保育をしてほしい。
- ・幼稚園(2年制)について、障がいのある子どもの受け入れも充実してほしい。
- ・幼稚園では放課後を開放してほしい。
- ・幼稚園の職員が減らされるばかり。質の高い保育のためにも見直してほしい。

【小学生の保護者の意見】

- ・教育に関してもう少し先生を増やして、少人数で授業を受けさせてほしい。詰め込み教育は全く身になってないと思う。小学校は近くにあるが、中学校・高校は遠いので近くでできるとうれしい。

- ・学校で夏休み・冬休みにもう少し補習授業を増やしてほしい。制度が変わり授業速度も速くなり十分な復習ができない。
- ・給食費が高い。夏休み中にも払っているのには抵抗がある。日割り計算にしてほしい。又、口座引き落としにしてもらいたい。
- ・民間の塾は月謝が高く親は大変。退職された先生方をお願いして、行政が塾のような取組をしていただけたら学力も向上するのではないか。
- ・学校行事の時に毎回駐車場に苦勞する。駐車場の確保をお願いしたい。
- ・道徳教育にも力を注いでほしい。

⑦子どもの健康に関すること……………

【就学前児童の保護者の意見】

- ・由布市には母親学級もない。
- ・インフルエンザなど子どもに対する有料の予防接種をすべて無料にしてほしい。
- ・乳児健診を仕事が終わった後にでもできるようにしてほしい。
- ・赤ちゃん相談を充実してほしい。母子センターなどの相談機関もほしい。
- ・小児科、産婦人科など医療を充実させてほしい。

【小学生の保護者の意見】

- ・もっと食育について取り組んでいただきたいと思う。
- ・休日・夜間の診療体制を整備してほしい。
- ・インフルエンザ等の予防接種を無料化してほしい。
- ・由布市内にも小児用の救急病院や産婦人科を作ってほしい。大分市まで行くのは大変。

⑧仕事と子育ての両立（ワークライフバランス）の推進に関すること……………

【就学前児童の保護者の意見】

- ・子どもが病気の時くらい一緒にいてあげたいのに、そうできない。今の仕事を続ける限り、子どもと過ごす大切な時間を犠牲にし続けているようにしか思えない。
- ・日曜祝日の休みを希望しているが、職場の人から白い目で見られ、働きづらい。
- ・観光地で、土日祝日は忙しいため休みが取りづらく、土日祝日子どもが病気や学校行事とかあった場合は、気分よく休みを取れる会社は少ない。
- ・産休・育休制度があっても現実はなかなかとれない。

【小学生の保護者の意見】

- ・最近深夜までや 24 時間営業や年中無休の店が多い。こういう職場で働く親は子どもと向き合う時間がないと思う。そういう社会傾向が当たり前になりつつある気がして行政からも対策を考えてほしい。
- ・児童クラブの終了が早いので、やむを得ず部署の異動をせざるを得なかった。
- ・仕事が忙しくて、子どもとゆっくり過ごす時間がない。「ワーク・ライフ・バランス」は現代社会では軽視されていませんか。様々な休暇があっても取りにくい。家族のための時間を持つのが当たり前な社会になればと願う。

⑨子どもの育ちに関すること……………

【小学生の保護者の意見】

- ・子どもが正しい道で大人になってほしいと願います。その一方で、今の子ども達はやるべきことが多すぎて、本当に子どもが願っていることが出来ているのか不安になることもあります。大人の押し付けでは？と思ったりすることもあります。子どもの自発性を伸ばしていきたいと思います。

⑩その他のご意見……………

【就学前児童の保護者の意見】

- ・オムツなど、ごみが多いのに、ゴミ袋（有料指定ゴミ袋）は高いので、安くするとか、3歳未満の家庭は〇枚、月に無料などのサービスがあればと思う。

【小学生の保護者の意見】

- ・B&G プールの利用料金が高いので安くしてほしい。
- ・親の体が不自由な場合、交通手段が不便で子どもの病院までかなり遠い。タクシーチケットや補助金などがあれば有り難いと思う。

6 用語集

《か 行》

【家庭的保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

【教育・保育施設】

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

【子育て】

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動。

【子ども・子育て会議】

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）。

【子ども・子育て支援新制度】

2万人を超す保育所の待機児童解消や、地域の実情に応じた保育・幼児教育サービス提供に向け、国が平成27年4月から導入する制度。消費税率10%への引き上げの増収分を財源とする。実施主体の市町村が5年ごとの事業計画を立て、子育て支援策を拡充します。保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及や、0～2歳児向けの地域型保育など、多様な事業を展開します。

【子ども子育て関連3法】

- ①「子ども子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。

【コーホート変化率法】

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

《さ 行》

【事業所内保育施設】

事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業施設。

【施設型給付】

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

【市町村子ども・子育て支援事業】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。

（法第61条）。

【児童館】

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の3つに大別することができる。

【小規模保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

【食育】

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

《た 行》

【地域型保育給付】

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

【地域子育て支援拠点事業】

親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」等と呼ばれる。

【特定教育・保育施設】

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【特別支援学校】

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。盲学校（もうがっこう）、聾学校（ろうがっこう）、養護学校（ようごがっこう）は、平成19年4月1日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになった。

《な 行》

【認可外保育施設】

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

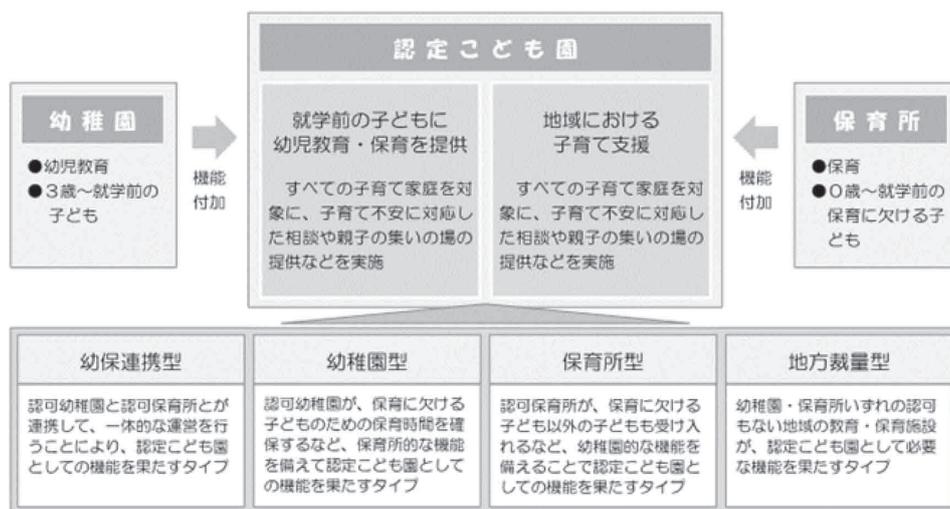
【認可保育所】

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

【認定こども園】

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。さらに、認定こども園に通っていない子どもを含め、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などを行う施設です。



《は 行》

【病児・病後児保育】

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。

【ファミリー・サポート・センター】

地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。設立運営は市が行う。

【保育所】

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して、保育を行う施設。

(児童福祉法 39 条)。

【放課後子供教室】

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、指導員の下、生活の場を提供するもの。

《や 行》

【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

【幼稚園】

学校教育法に定める、3～5歳児に対して幼稚園教育を行う施設（学校教育法第22条）。

【幼稚園の預かり保育（公立幼稚園）】

教育時間終了後に、保護者が就労等の事情によって、家庭での保育が困難な場合に、幼稚園で子どもを預かる事業。

《わ 行》

【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

「由布市子ども・子育て支援事業計画」

発行日 平成27年3月

発行 由布市

編集 由布市健康福祉事務所 子育て支援課

〒879-5192

由布市湯布院町川上3738番地1

TEL 0977-84-3111



～健康立市～
みんなであいさつ
“にこにこ笑顔”

由布市では平成 25 年 3 月 24 日に
健康立市を宣言しました。